



# 連合の 重点政策

連合は、「働くことを軸とする安心社会」に向けて、  
政策実現に全力で取り組みます。

## 2018年度 2017.7-2018.6

- ・最重点政策(解説) ..... P2
- ・「2018年度 連合の重点政策」 ..... P15

# 最重点政策

「2018年度 連合の重点政策」の策定にあたり、連合として最大限の労力を傾け、政策実現に向け取り組む項目として、重点政策からさらに絞り込んだ「最重点政策」を設定した。

2018年度(2017年7月～2018年6月)における実現にこだわり、政府・政党への働きかけ、審議会・国会審議対応、街宣活動などを通じた世論喚起など、連合本部・構成組織・地方連合会が一体となって幅広い運動を展開していく。

## (1) 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

P 3

- ・「復興・創生期間」における復興財源の確実な確保と被災自治体の財政状況にきめ細かく配慮した予算措置
- ・雇用創出事業への雇用支援措置の継続と雇用のミスマッチ解消に向けた就職支援強化
- ・保護者と子どもへの包括的支援のための養護教諭やスクールカウンセラーの配置拡充、地域と学校との連携強化

## (2) 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進 および中小企業・地域産業への支援強化

P 5

- ・第4次産業革命への対応について検討するための、労使が参画する枠組みの構築
- ・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現とその環境整備

## (3) 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

P 7

- ・税による所得再分配機能の強化、所得税の人的控除の見直し
- ・低所得者対策としての給付付き税額控除制度(勤労税額控除、消費税税額控除)の導入
- ・自動車関係諸税の軽減・簡素化、税制改革全般における地方の税財源確保

## (4) 長時間労働是正に向けた法整備と 労働者保護ルールの堅持・強化

P 9

- ・時間外労働の上限規制の法制化と36協定の適正化および労働行政の充実・強化
- ・すべての労働者の労働時間把握の義務化
- ・解雇の金銭解決制度の導入などの解雇規制の緩和反対
- ・パワーハラスメント防止に向けた法的整備

## (5) すべての労働者の雇用の安定と公正処遇の確保

P 10

- ・雇用形態にかかわらず均等待遇原則の法制化
- ・障がい者の実雇用率向上に向けた就労支援策の強化
- ・「自営型テレワーカー」などへの適切な法的保護の整備

## (6) すべての世代が安心できる社会保障制度の確立と ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

P 11

- ・医療・介護・保育で働く職員の処遇改善と勤務環境改善による人材確保
- ・良質な医療・介護サービスの確保、医療・介護連携の強化
- ・軽度者を含めた良質な介護保険給付の確保
- ・仕事と育児等の両立支援制度の充実、待機児童の早期解消と保育の質の確保

## (7) 「子どもの貧困」の解消に向けた政策の推進

P 14

- ・教育の機会均等実現に向けた就学前教育の完全無償化
- ・高等学校の授業料無償化、大学の学費の引き下げ、奨学金制度の更なる拡充

# 1

## 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

### 復興財源の確保および被災自治体への継続的支援

東日本大震災から6年が経過した。被災地では被害の多寡による進捗の差はあるものの、公共インフラ等の復旧が着実に進められている。その一方、住宅の再建は2017年3月時点で災害公営住宅約8割、高台移転約7割の完成にとどまり、いまだ約11万9千人の被災者が避難生活により不自由な生活を余儀なくされている。また、被災地における人口減少対策や仮設・災害公営住宅における見守り活動、風化・風評対策等に加え、復興を支える自治体職員の不足など、課題も多く残されている。

他方、福島県においては、原子力災害の影響が復興の大きな足かせとなっている。除染の進捗による避難指示解除や中間貯蔵施設の着工、国道・高速道路等の広域インフラの復旧などが進められる一方で、8万人に及ぶ避難者の帰還や生活再建に向けた取り組み、大量に残された汚染土の処理など、いまだ復興・再生への課題は山積している。

政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」(2011年7月)において復興期間を10年間と定め、復興需要の高まる当初5年間を集中復興期間とし、様々な震災対策関連法の整備に加え、復

興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行をはかることを目的とした復興庁の創設、被災3県への復興局の設置等を進めてきた。また、復興財源については、復興特別所得税等により広く国民全体の負担を求めると、補正予算の編成や復興特別会計の創設を通じて財源確保を行いつつ、その規模も集中復興期間の5年間で19兆円程度から25.5兆円程度まで拡大し、復旧・復興の加速に向けて取り組んできた。さらに、2016年度からの後半5年間は、被災地の自立につなげる「復興・創生期間」とし、10年間の復興財源を32兆円(うち後半5年間は6.5兆円程度)と見込み、取り組みを進めているが、その一方で、建設資材等の不足や地元関係者との調整等の理由により復旧・復興関係費の執行率は低調であり、適正で確実な予算執行が求められる。

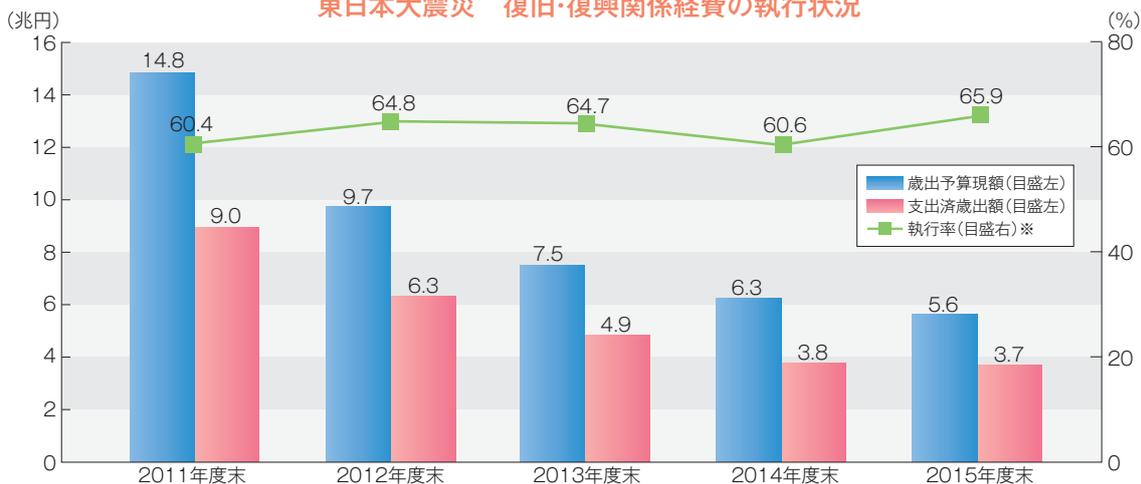
今後も途切れのない震災復興をはかるべく、引き続き復興・再生をわが国の最重要課題に位置づけるとともに、被災自治体の財政状況にきめ細かく配慮するなど、政策面・財政面における国の強力なバックアップと、さらなる取り組みの加速化が求められる。

### 東日本大震災からの復興の状況

	2013年度末	2014年度末	2015年度末 (集中復興期間終了)	2016年度末
避難者	約26万4千人	約22万5千人	約17万1千人	約11万9千人
災害廃棄物処理 ※帰還困難区域を除く	岩手県:100% 宮城県:100%	福島県:97%	福島県:97%	福島県:100%(予定)
海岸対策	着工:68%	着工:79%	着工:88%	着工:90%
住宅の自主再建	11.1万件	11.9万件	12.7万件	13.3万件
防災集団移転・区画整理等	着工:84% 完成:4%	着工:98% 完成:19%	着工:99% 完成:43%	着工:99% 完成:60%
災害公営住宅	着工:65% 完成:9%	着工:93% 完成:31%	着工:97% 完成:58%	着工:98% 完成:78%
医療施設	入院受入の回復:93%	入院受入の回復:95%	入院受入の回復:95%	入院受入の回復:97%
学校施設	災害復旧事業完了:96%	災害復旧事業完了:98%	災害復旧事業完了:98%	災害復旧事業完了:98%

出所:復興庁「復興の現状」2017年3月10日

### 東日本大震災 復旧・復興関係経費の執行状況



出所:復興庁「毎年度の予算・決算等(執行状況)」より連合作成  
※ 執行率は「支出済歳出額/歳出予算現額」

# 1

## 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

### 雇用創出事業への雇用支援措置の継続と雇用のミスマッチ解消に向けた就職支援強化

被災3県の雇用情勢は、緊急雇用創出事業や復興需要などに伴い、有効求人倍率が概ね全国平均を上回って推移するなど、回復傾向にある。一方、被害が大きかった沿岸部と人口が流入している内陸部では有効求人倍率に差異があることや、一部の職業に求人・求職が集中していることなど、雇用のミスマッチが生じている。これらの課題を克服し、復興を着実に前進させるためには、産業政策と雇用政策とを一体的に推進していくことが求められる。

具体的な施策としては、東日本大震災復興特別区域法にもとづく「復興特区制度」を活用した企業誘致の促進、事業復興型雇用創出事業の継続による雇用支援、地域での需要に対応した職業訓練の充実やきめ細やかな就職支援による雇用のミスマッチ解消などが挙げられる。これらの施策を通じて、地域を支える産業の再生や新規産業の立ち上げ、安定雇用の創出につながる中長期的な復興計画の推進が必要である。

また、復興計画の推進にあたっては、復興を取り巻く状況変化を踏まえ、地方自治体および地域住民の意見を十分に反映させていくことが不可欠である。

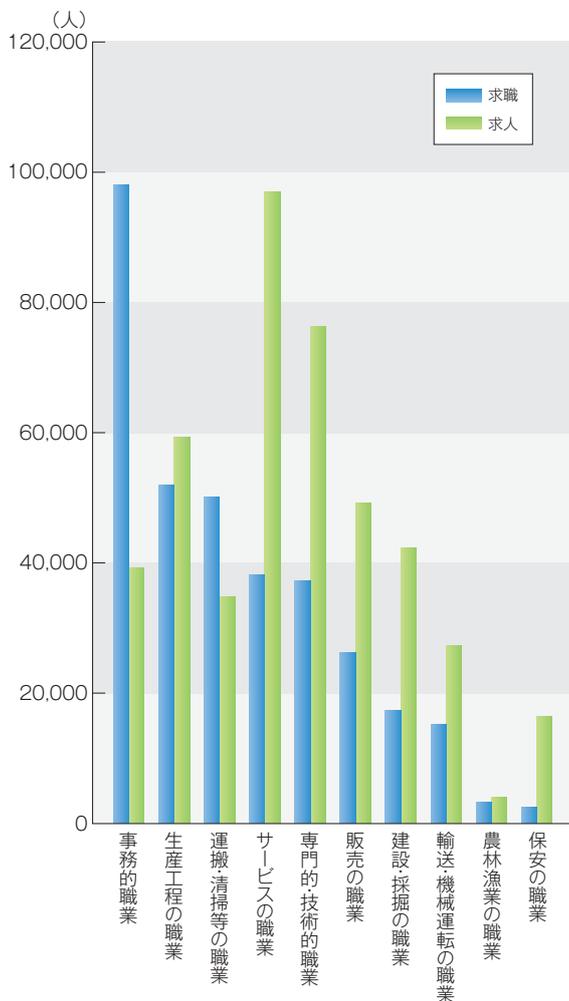
### 養護教諭やスクールカウンセラーの配置拡充—地域と学校との連携強化—

政府は東日本大震災後に、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を進めてきた。当該事業では、被災した子どもの心のケア、教職員や保護者への助言などの課題に対応するため、臨床心理士や精神科医などのスクールカウンセラーを教育委員会や各学校に派遣し、子どもたちが安心して学校生活を送るための教育相談体制を整備してきた。

岩手県教育委員会が実施した「心とからだの健康観察」調査によると、東日本大震災・津波等の被災経験がある児童・生徒のうち、優先的に教育相談を必要とする「要サポート」の割合は、小学校、中学校ともに被害の大きかった沿岸部において、最近5年間は、ほぼ同水準で推移している。

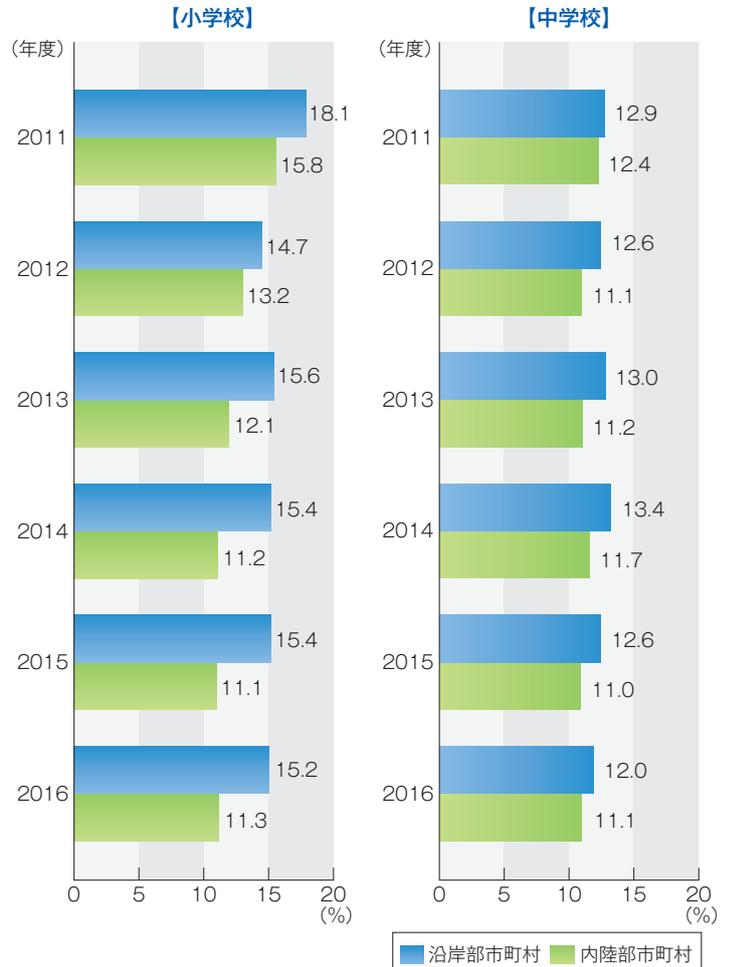
こうした状況を踏まえ、各学校における相談室や専用電話の設置、養護教諭の複数配置やスクールカウンセラーの配置拡充・常勤化等による対応体制の充実が必要である。また、保護者のメンタルヘルスが子どもに影響を与えている事例も報告されており、地域と学校との連携を強化し、保護者と子どもを包括的にケアできるような対応体制の整備が求められる。

福島県の職業別求人・求職状況(2016年度)



出所:「福島労働局資料」より連合作成

被災経験のある児童・生徒における「要サポート」の割合(岩手県)



注:「要サポート」とは、優先的に教育相談をして欲しい児童・生徒をいう  
出所:岩手県教育委員会「心とからだの健康観察」

# 2

## 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進 および中小企業・地域産業への支援強化

### 労使が参画して検討する枠組みの構築と職業能力開発への支援強化

現在、IoT(注)、ビッグデータ、人工知能等の技術革新といった第4次産業革命が急速に進んでおり、諸外国においても生産性の向上や高度化に向けた取り組みが加速している。わが国においては、第4次産業革命が進展すると同時に、人口減少と超少子高齢化が進んでいる。技術革新を利用して生産性を向上させることが、労働力不足の緩和に繋がることが期待される。

産業構造の変化に的確に対応するためには、企業における人的投資・設備投資・研究開発に対する政府支援の充実やわが国の産業を保護・強化するための知的財産制度の強化などを着実に進める必要がある。

また、技術革新により、仕事内容や雇用形態の変化が想定される。まずは起こり得る変化への対応について検討するための、労使が参画する枠組みの構築が求められる。失業なき労働移動を可能にするとともに、格差の拡大が助長されることの無いよう、ディーセント・ワークを維持しながら全体の底上げがはかれるよう検討を進めるべきである。

特に人的投資の重要性が今後ますます高まる中で、働く者の学び直しや職業能力開発は、企業が主体となり取り組むべきである。しかし、企業の支出する教育訓練費はバブル期以降減少している。製造業を例に国際比較してみても、諸外国と比べその水準は低くなっており十分とは言い難い。企業における人的投資に対する積極的な支援が必要である。その際には、包括的な成長の観点から、雇用形態や企業規模による格差が生じないように留意する必要がある。

また、労働者個人の自己啓発においては、時間的余裕の無さや費用負担が大きな障壁となっている。長時間労働の是正、有給教育休暇の制度化、学費の低額化や経済的支援などの環境整備を行うことが必要である。

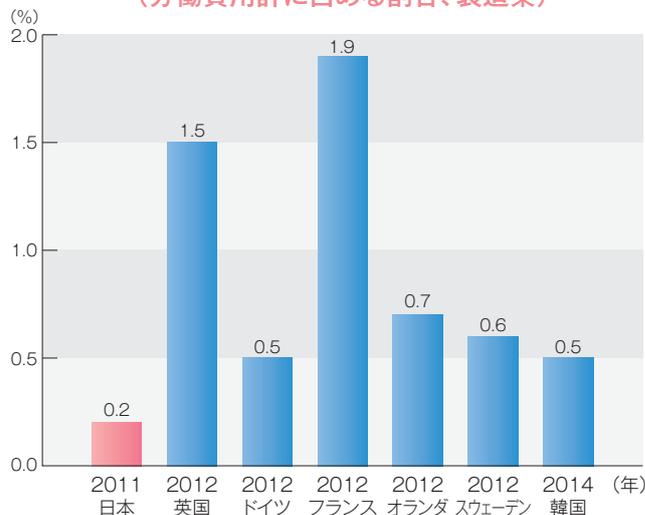
(注) IoT(Internet of Things・モノのインターネット)  
世の中に存在する様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットにより接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

企業の人材育成・教育訓練費  
(労働費用に占める割合)



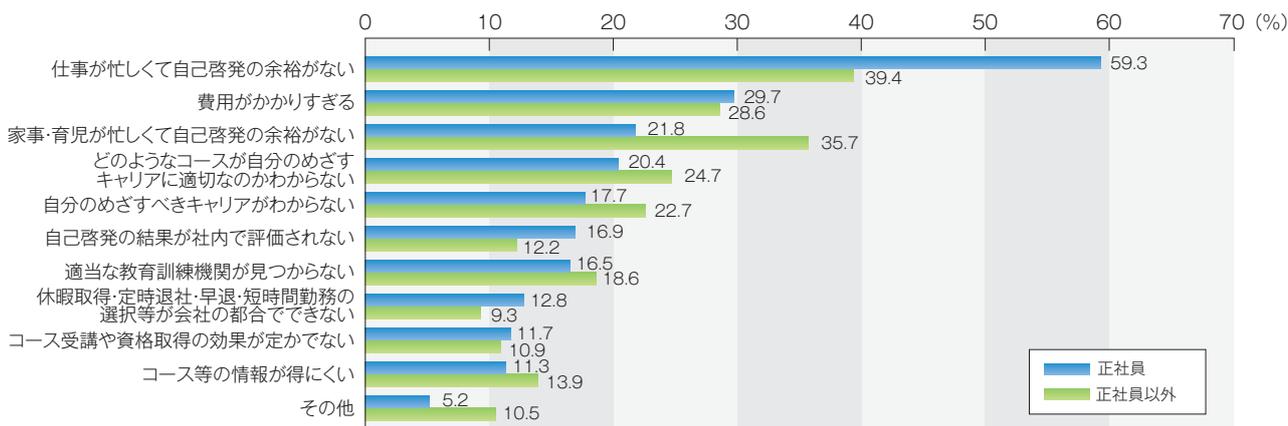
出所:第15回経済財政諮問会議資料(2016年9月30日)

企業の教育訓練費の国際比較  
(労働費用計に占める割合、製造業)



出所:JILPT「データブック国際労働比較2016」より連合作成

自己啓発を行う上での問題点(複数回答)



出所:厚生労働省「2016年度能力開発基本調査」

# 2 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進 および中小企業・地域産業への支援強化

## サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現とその環境整備

中小企業で働く者の月例賃金の引き上げなど、労働条件の底上げ・底支えと大手との格差是正は喫緊の課題である。

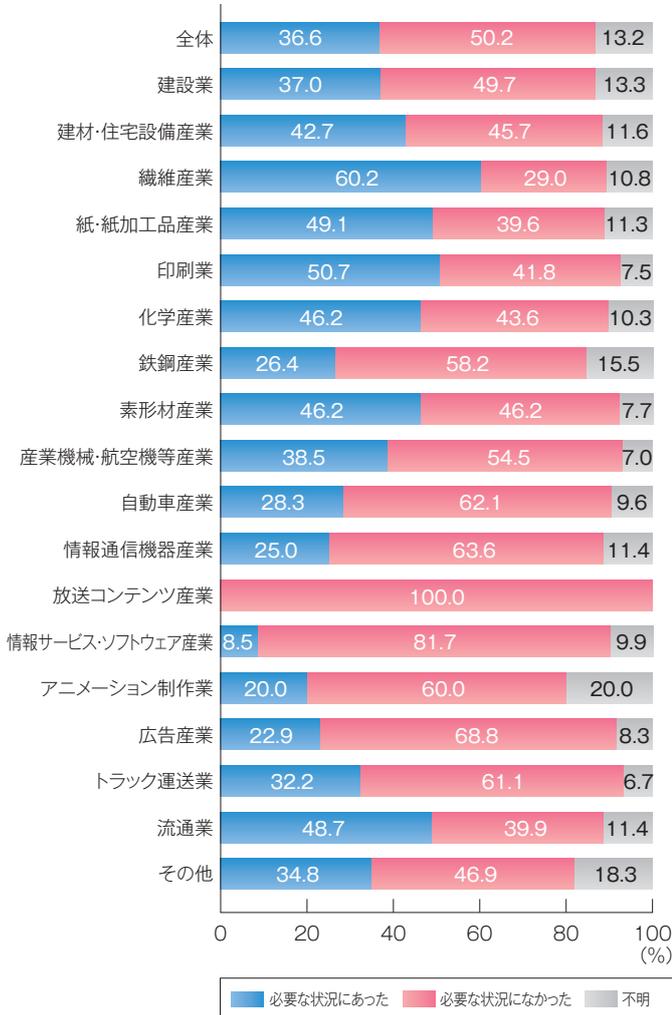
わが国産業の持続可能性を高めるためには、サプライチェーンを構成する中小企業の収益性と生産性の向上が不可欠である。人手不足がより一層進む中で、中小企業の実産性の向上をはかり、付加価値創造の源泉である人材の確保・育成をはかる必要がある。そのために、法令に違反する不公正な取引を撲滅することはもとより、企業間取引においてその製品やサービスの価値を適正に評価し、サプライチェーン全体で生み出した付加価値をすべての企業が適正な代金として受け取ることができるようにすることが求められる。

2015年12月に中小企業庁が中小企業9,406社を対象に実施した「下請取引価格の実態調査」では、価格転嫁が必要な状況にあった企業は36.6%あり、そのうち30.2%の企業が「価格転嫁ができなかった」と回答している。取引企業の仕入れ価格や人件費の上昇などを踏まえた価格転嫁や、生み出した付加価値を踏

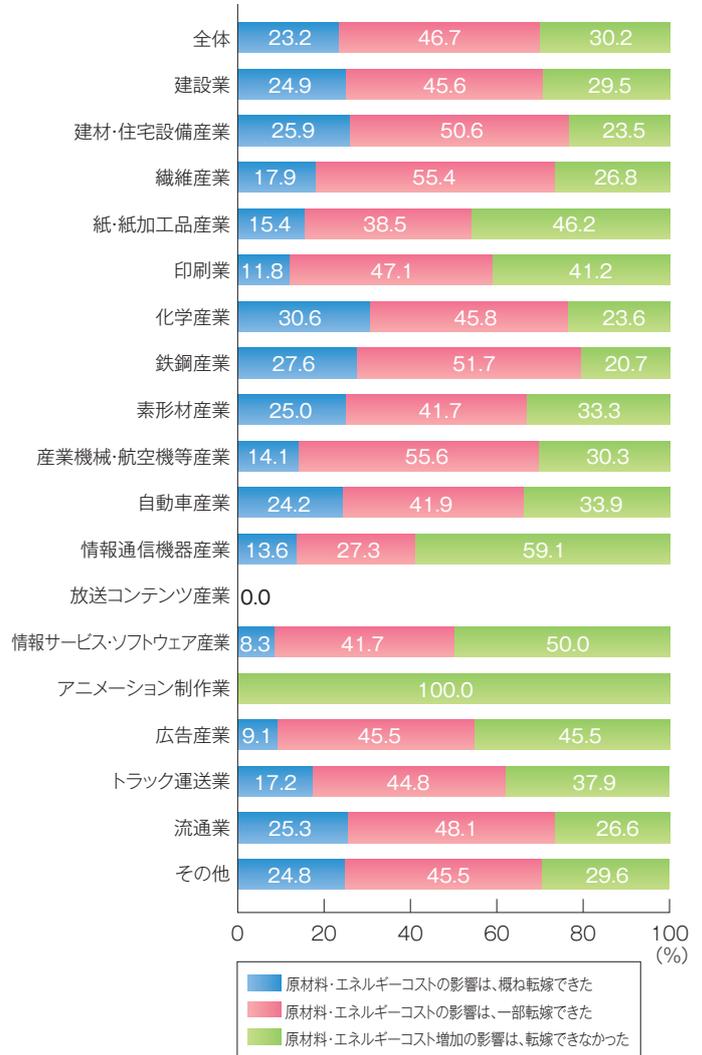
まえた適正な価格での取引が展開されるよう、取り組みを強化する必要がある。

政府は、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、2016年12月に「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」に関する運用基準を改正した。親事業者による違反行為事例等が追加されたことにより、違反行為の未然防止、事業者からの違反行為に係る情報が提供されやすくなることなど、下請法の一層の運用強化が期待される。しかし、2015年10月に連合が行ったアンケート調査結果によると、取引に係る法令やルールの認知については、最も基本的な法律である下請法でさえ約半数程度の理解にとどまっている。独占禁止法や下請法など取引関係法令やガイドラインなどの認知・理解を社会全体で深めるとともに、行政などによる取り締まりを強化することにより、公正な取引をベースとした商慣行の構築、中小企業で働く者の労働条件の「底上げ・底支え」「格差是正」につなげていくことが必要である。

原材料・エネルギーコストの取引価格への転嫁の必要有無



原材料・エネルギーコストの取引価格への転嫁の状況



# 3

## 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

### 税による所得再分配機能の強化、所得税の人的控除の見直し

わが国では、非正規労働者が増大していることなどにより、低所得者層が拡大を続け、中間層が減少している。所得格差を示すジニ係数と呼ばれる指数をみると、日本はOECD(経済開発協力機構)加盟国の中でも格差が大きい部類に入っている。そこで、本来ならば、税や社会保障が持つ所得再分配機能により、所得格差を是正する必要がある。しかし、わが国の税による所得再分配効果(ジニ係数の改善度)は、所得税におけるこれまでの累進構造の緩和などによりOECD加盟国の中でも著しく低く、税では所得格差が是正できない状態となっている。こうした税制の機能不全を解消するためには所得税制の抜本的な見直しが急務である。

一方、有識者で構成される政府の税制調査会では税による所得再分配機能の強化が必要であるとの認識に立ち所得税改革に向けた議論が行われてきた。しかし、目先の経済や政治情勢に

とられる政府は、大きな改革に踏み出せず、本来なされるべき税制の見直しは一向に進んでいない。

差し迫った課題である税による所得再分配機能の強化に向けて、まず、所得税や相続税の税率構造の見直しや金融所得の総合課税化などにより、収入や資産に応じた税負担となるように税の累進性を高める必要がある。また、所得税の人的控除は、現行の所得控除方式では高所得者ほど税負担の軽減額が大きくなることから、税による所得再分配機能を低下させる要因となっている。これを是正するため、人的控除はできるだけ社会保障給付や各種支援施策等に振り替え、残すべき人的控除については税額控除方式に改めるべきである。

連合は、こうした税制改革により、くらしの「底上げ・底支え」「格差是正」の実現をめざす。

#### 人的控除の組み替え(概要)

現行制度(所得控除)	改革の方向性(税額控除)	
	所得税	住民税
基礎控除	38万円	33万円
配偶者控除	38万円	33万円
扶養控除		
0~15歳	児童手当(振替済)	
16~18歳	38万円	33万円
23~69歳	38万円	33万円
特定扶養控除	63万円	45万円
19~22歳		

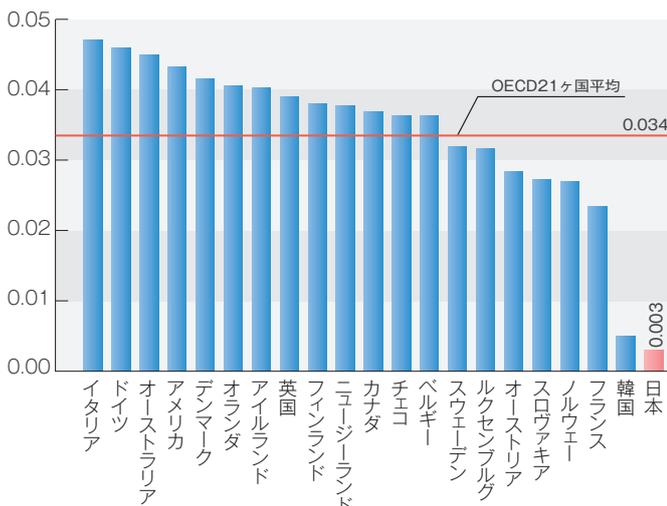
#### <所得控除方式と税額控除方式による負担軽減額の比較> (基礎控除について試算)

給与所得	所得控除方式	税額控除方式
150万円	1.9万円	3.8万円
300万円	3.8万円	3.8万円
450万円	7.6万円	3.8万円
900万円	8.74万円	3.8万円
1,800万円	12.54万円	3.8万円
3,600万円	15.2万円	3.8万円
5,000万円	17.1万円	3.8万円

※連合は、現行の税率構造を維持する場合、基礎控除(38万円の所得控除)を3.8万円の税額控除に変えることを提案している。また、住民税(33万円の基礎控除)を3.3万円の税額控除に変えることを提案している。  
※ の枠囲みは税制から社会保障給付に振り替えるもの 出所:連合「第3次税制改革基本大綱」

出所:連合作成

#### 税による所得再分配効果(ジニ係数の改善度)の国際比較



出所:内閣府「経済財政白書」(2009年度)

38万円の所得控除による負担軽減額は、

①給与所得300万円だと、  
38万円×10%=3.8万円

②給与所得1,800万円だと、  
38万円×33%=12.54万円



所得控除は所得が高い人ほど税負担の軽減額が大きいが、税額控除ならみんな同じ額だけ税負担が減るよ。

# 3 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

## 低所得者対策としての給付付き税額控除制度(勤労税額控除、消費税税額控除)の導入

税による所得再分配の観点からは、増え続ける低所得者層に直接恩恵が及ぶ施策の導入も考えなければならない。そして、低所得者のくらしの「底上げ・底支え」「格差是正」をはかることで、経済成長を自律的なものにしていかなければならない。そのためには、欧米や韓国などですでに導入されている給付付き税額控除制度の導入をわが国でも検討する必要がある。

連合が導入を求めている給付付き税額控除制度は大きく2つある。その内の一つは、就労を促進するための「勤労税額控除」であり、もう一つは消費税引き上げに伴う低所得者対策としての「消費税税額控除」である。

「勤労税額控除」は、一定の年収以下の低所得の雇用労働者に対して、社会保険料・雇用保険料(あわせて給与の約14%)の半額に相当する金額を所得税から控除するものである。また、年収が増えるにしたがって控除額が徐々に低減し、消失する措置もあわせて講じる。

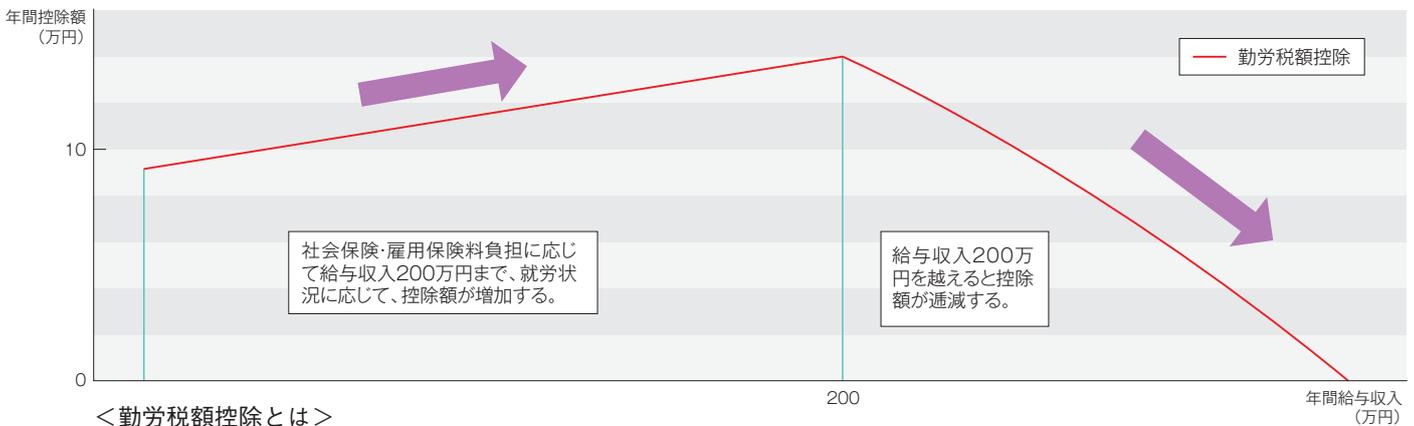
2019年10月の消費税10%への引き上げの際に軽減税率が導入されることがすでに法律で決まっている。しかし、軽減税率では、消費税が持つ欠点とされている逆進性の緩和にはほとんど効果が期待できないばかりか、高所得者ほどその恩恵を受けることになる。したがって、軽減税率の導入を撤回し、本当の意味で低所得者対策となる「消費税税額控除」を導入するべきである。

連合の求める「消費税税額控除」は、単一税率の維持を前提に、一定の所得以下の層に対して基礎的消費支出にかかる消費税負担など一定額を給付する制度である。制度導入の課題であった個人の正確な所得把握についてもマイナンバー制度導入により、解決のめども立つようになった。

連合は、今後さらなる具体的な検討を行うとともに、給付付き税額控除の必要性について国民の理解が深まるよう取り組みを進めていく。

### 勤労税額控除のイメージ

※給与収入が一定額から200万円までは控除額が増え、200万円を境に控除額が徐々に低減し、消失するケースを想定。



<勤労税額控除とは>

- 仕事をすることで低所得者が以下の経済的メリットを受けることができることから仕事が促進される。
  - ・社会保険料・雇用保険料(給与の約14%)の半額に相当する金額を所得税から税額控除する。
  - ・控除額が所得税額を上回る場合は、差額分を納税者に給付する。
- このように税額控除と給付を組み合わせた制度を給付付き税額控除と呼ぶ。

出所:連合作成

### 各国の勤労税額控除等

国	概要
米国	・勤労税額控除(69万円) ※所得金額の増加に伴い逦増・逦減・消失。控除しきれなかった分は給付。 ※夫婦二人(夫婦共同申告)の場合の額。
カナダ	・勤労所得手当(17万円) ※世帯所得金額の増加に伴い逦増・逦減・消失。控除しきれなかった分は給付。 ※夫婦二人の場合の額。
フランス	・活動手当(93万円) ※所得金額の増加に伴い逦増・逦減・消失。 ※夫婦二人の場合の額。

働くことで給付などの  
経済的メリットが  
受けられる制度だよ!



# 4

## 長時間労働是正に向けた法整備と労働者保護ルール of 堅持・強化

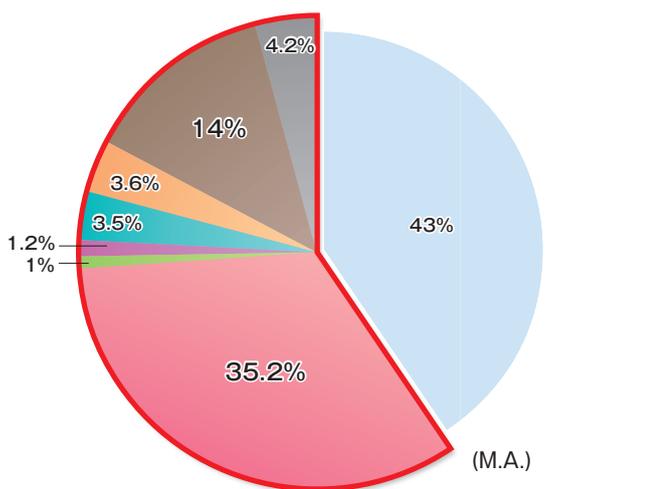
長時間労働是正については、「働き方改革実行計画」にて、労使合意に基づく罰則付き時間外労働規制の導入という労基法70年の歴史の中での大改革に至った。加えて、時間外労働の限度基準の適用除外業務である自動車の運転業務や建設事業を規制対象とする道筋も示された。この罰則付き時間外労働規制の実効性担保のためには、36協定の適正化が不可欠であり、過半数代表者の選出手続の厳格化・適正化等が必要である。そして、どのような労働時間法制のもとでも、労働時間が適切に把握されることは欠かせない。あわせて、過労死問題等の課題に適切に対処すべく、労働基準監督署による監督指導等の徹底・強化のためには、監督官の増員等、労働行政の充実を図ることが必要である。

職場のパワーハラスメントに関して、労働者からの相談件数は増加の一途をたどり、パワーハラスメントを受けた経験がある労働者も増加しているなど、状況は改善していない。防止対策の実効性確保に加え、パワーハラスメントを防止する使用者責任を明確化する法整備が必要である。

また、解雇規制について、政府は厚生労働省内に検討会を設置し、解雇の金銭解決制度の必要性の有無について議論を加速させている。しかし、制度の導入は、解雇を容易にし、リストラを行う際の武器にされる懸念が拭えない上、経営者のモラルハザードに直結しかねない。雇用の安定を守り、労働者が安心して活力を持って働き続けるためには、解雇の金銭解決制度を導入してはならない。

36協定未締結の理由のうち、「労使協定の存在を知らなかった」が35.2%、「労使協定の締結・届出を失念した」が14%にのぼる。

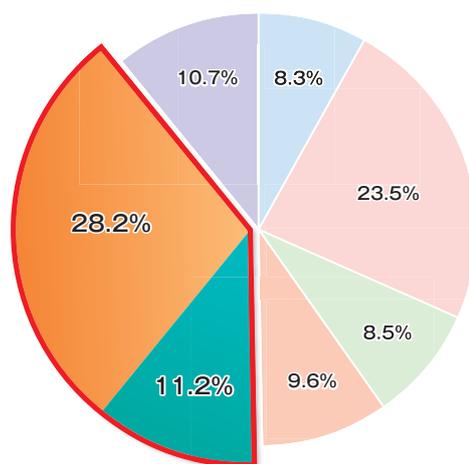
36協定未締結の理由



出所:厚生労働省「平成25年労働時間等総合実態調査」より連合作成

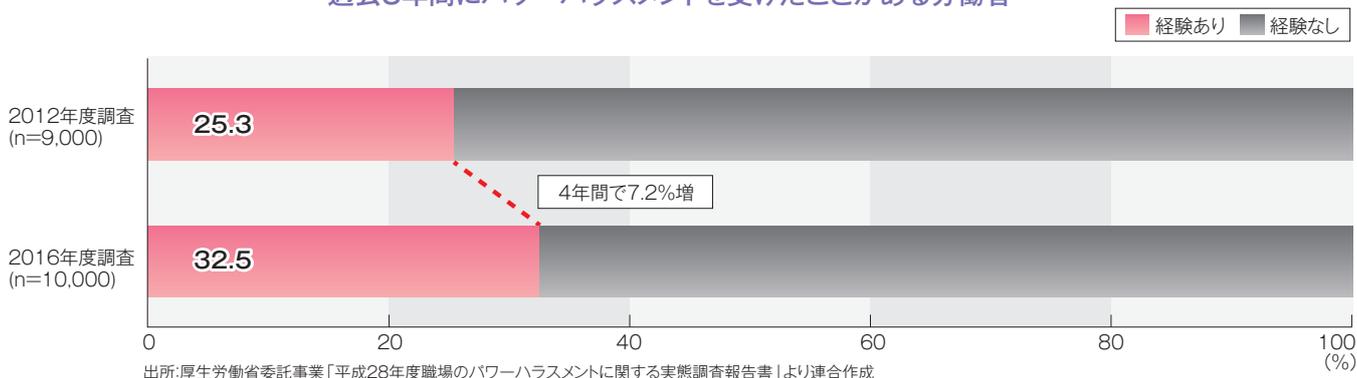
「会社側が指名した」や、「社員会・親睦会などの代表者」など、不適切な選出が約4割にのぼる。

過半数代表者の選出方法の実態



出所:JILPT「中小企業における労使コミュニケーションと労働条件決定」(2007年10月)より連合作成

過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがある労働者



出所:厚生労働省委託事業「平成28年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」より連合作成

# 5

## すべての労働者の雇用の安定と公正処遇の確保

非正規労働者はいまや雇用労働者の約4割を占め、職場を支える重要な存在となっているが、連合が実施したアンケートでも明らかなように、正規労働者と非正規労働者の間には処遇格差が存在する。連合はかねてから「雇用形態にかかわらず均等待遇原則」の法制化を強く求めてきたが、2017年3月に決定された「働き方改革実行計画」において、雇用形態間の不合理な待遇差の解消をめざすいわゆる「同一労働同一賃金」に向けた法改正を行う方向性が示された。今こそ真に実効性のある雇用形態にかかわらず均等待遇原則の法整備を実現すべきである。

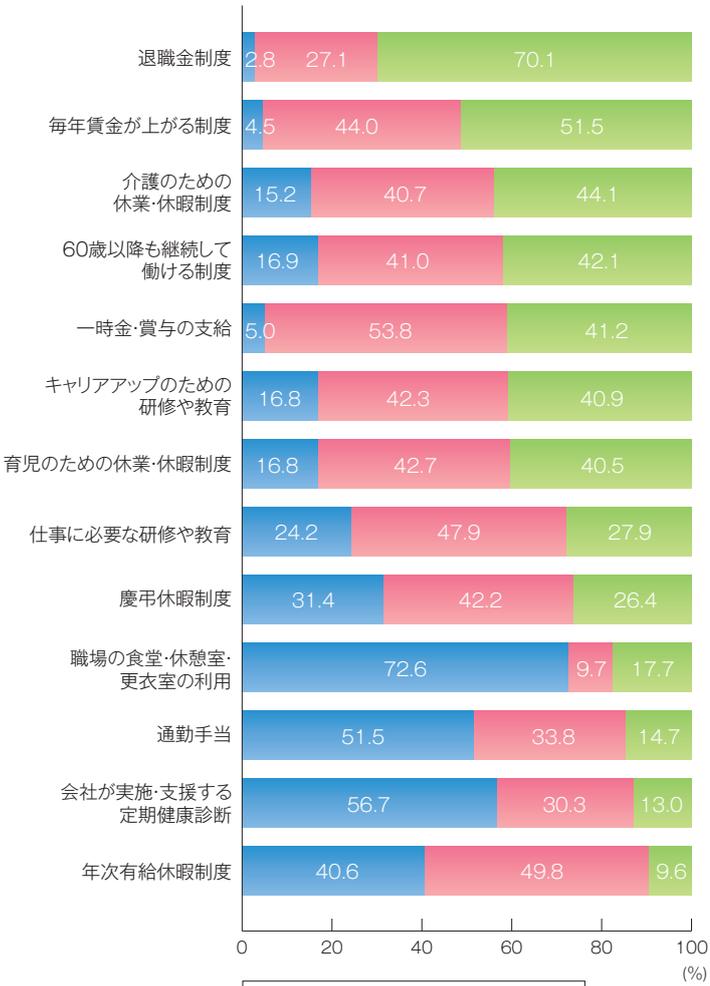
また、最近では、雇用労働に近い働き方であるにもかかわらず、契約形態が請負であること等により、労働法の保護を受けることができない者が増加している。こうした者についても、就労実態を見て労働者性がある場合は労働法により保護すべきで

あり、また、その保護が及ばない者についても最低賃金や災害補償、契約ルールなどについて法的保護を保障することが急務である。

さらに、障がい者雇用について、厚生労働省の調査(2016年6月時点)によれば、雇用障がい者数(約47.4万人)、実雇用率(1.92%)ともに過去最高を更新した。障がい者雇用の前進にあわせ、就労支援についても充実・強化が求められる。障がい者差別禁止・合理的配慮提供の実効性を確保した上で、労働関係法令が適用される就労継続支援A型の適正な運用確保、常用雇用移行率が高い障がい者トライアル雇用制度の活用、精神障がい者の就労拡大に向けたジョブコーチのさらなる活用などにより、障がい者の雇用の促進と安定を実現すべきである。

**非正規労働者の賃金以外の労働条件・福利厚生は、制度があっても内容や基準が正社員と異なる場合が多い。**

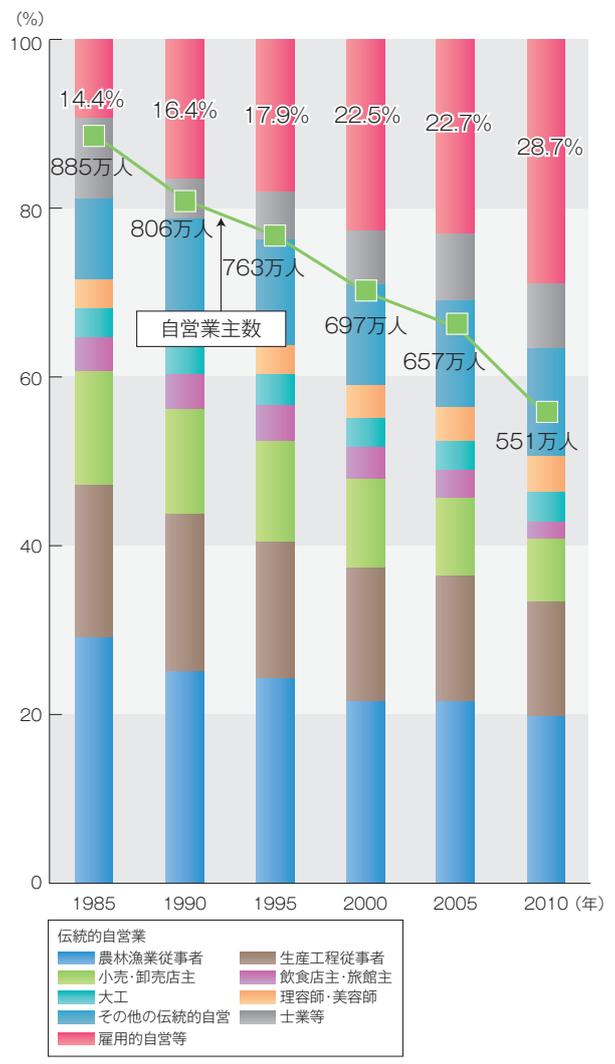
賃金以外の処遇におけるパート・派遣労働者と正社員との格差



出所:「2016年連合/パート・派遣等労働者生活アンケート」(速報)より連合作成

**「伝統的自営業」の割合が減少する一方、使用従属性が高く雇用者に近い、いわゆる「雇用的自営」の割合が増加。**

職種別自営業主数及び構成比の推移



出所:総務省「国勢調査」

# 6

## すべての世代が安心できる社会保障制度の確立とワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

### 医療・介護・保育で働く職員の処遇改善と勤務環境改善による人材確保

医療・介護・保育の職場は、慢性的かつ深刻な人材不足に陥っている。

看護師は、長時間労働や頻回の夜勤による身体への負担が大きく、年間の離職者が約16.1万人(2012年)に達する。連合が実施した調査(2013年)でも「休暇のとりにくさ」や「努力に見合わない処遇」の改善を求める回答が多く見られた。3交代制の導入や勤務間インターバルの確保、復職支援の充実などが必要である。

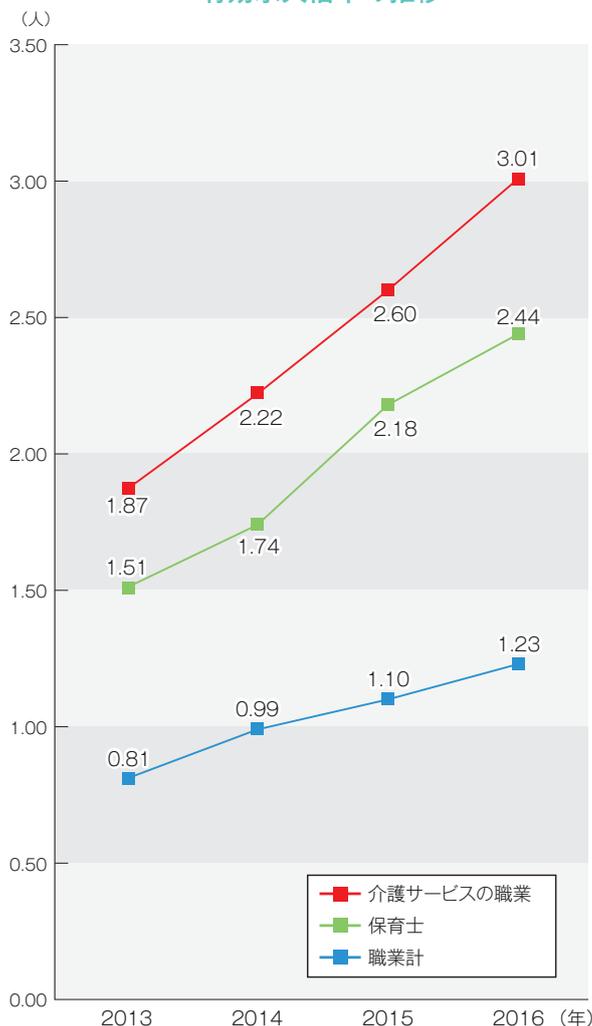
また、「介護サービスの職業」の有効求人倍率は3.01(2016年1月)と、「職業計」の1.23(同)に対し2倍以上高く、またその伸び率も上昇しており、人材確保はますます困難となっている。他方、待機児童数は23,553人(2016年4月)と増加しており、サービスの需要の増加に受け皿整備が追いつかず、担い手である保

育士等の確保が急務である。

こうした問題意識から、介護分野では2017年度に臨時的介護報酬改定(+1.14%)が実施され、同年4月から介護職員一人あたり月額平均1万円の上積みが行われた。保育分野でも、「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」が同月から実施され、平均2%の給与改善が行われた。しかし、月給は依然として全産業平均に対し13万円以上低い実情にある。

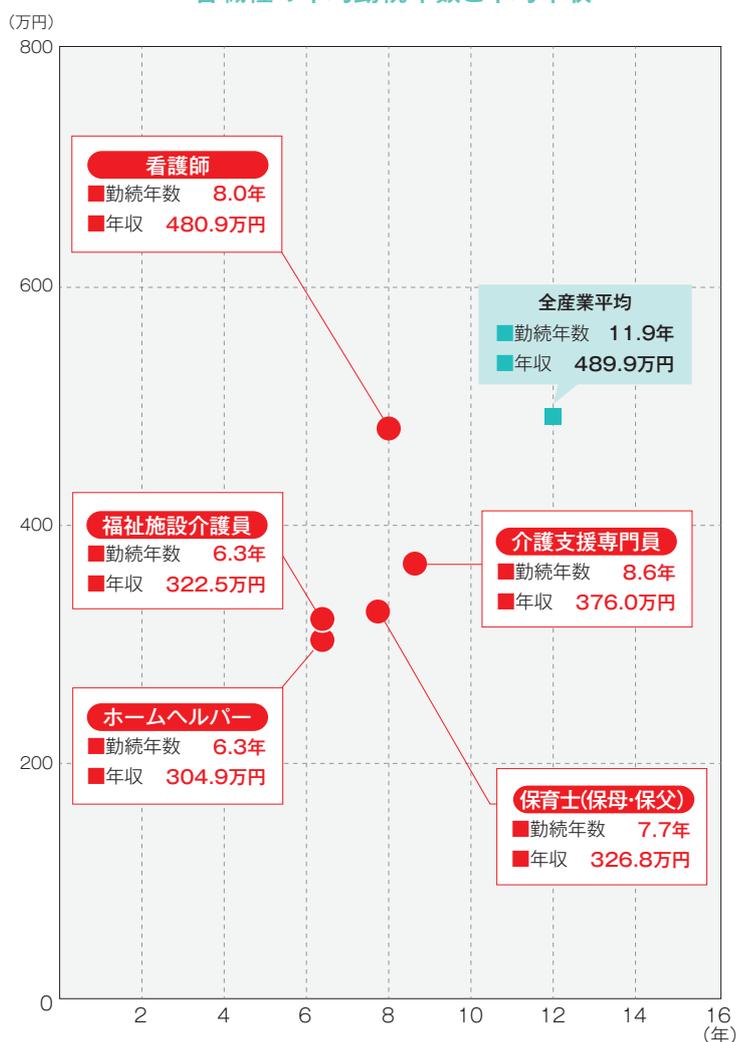
引き続き更なる処遇改善を行うとともに、キャリアアップができる仕組みの構築と研修機会の確保などを進め、働きやすく、仕事へのやりがいや誇りをいっそう感じられる職場へと改善する必要がある。そして、これらの改善により医療・介護・保育分野の人材を確保し、サービスが安心・信頼して利用できるよう提供体制の整備が求められる。

有効求人倍率の推移



出所:厚生労働省「職業安定業務統計」、  
「保育士確保集中取り組みキャンペーン」資料より連合作成  
※数値は全て各年1月の数値

各職種の平均勤続年数と平均年収



出所:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査結果」より連合作成  
※企業規模計10人以上  
※計算方法 きまって支給する現金給与額×12ヶ月+年間賞与とその他特別給与額

# 6 すべての世代が安心できる社会保障制度の確立とワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

## 良質な医療・介護サービスの確保、医療・介護連携の強化 軽度者を含めた良質な介護保険給付の確保

日本は高齢化が急速に進行しており、2025年には団塊の世代が全て75歳以上となるなど、高齢者数はますます増加していく。このような状況下、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるため、医療、介護のみならず様々なサービスが日常生活圏域で受けられる「地域包括ケアシステム」の構築が求められている。

各地域で医療・介護の需要が異なる中で、入院医療から在宅医療・在宅介護まで切れ目のない提供体制を確保するためには、医療機関における機能分化と連携を推進するとともに、医療と介護のさらなる連携強化が不可欠である。このことは、患者・利用者と一緒に暮らす家族が安心して働き続けられることにもつながる。

2018年度の診療報酬・介護報酬同時改定を通じ、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた歩みを着実に進めなければならない。

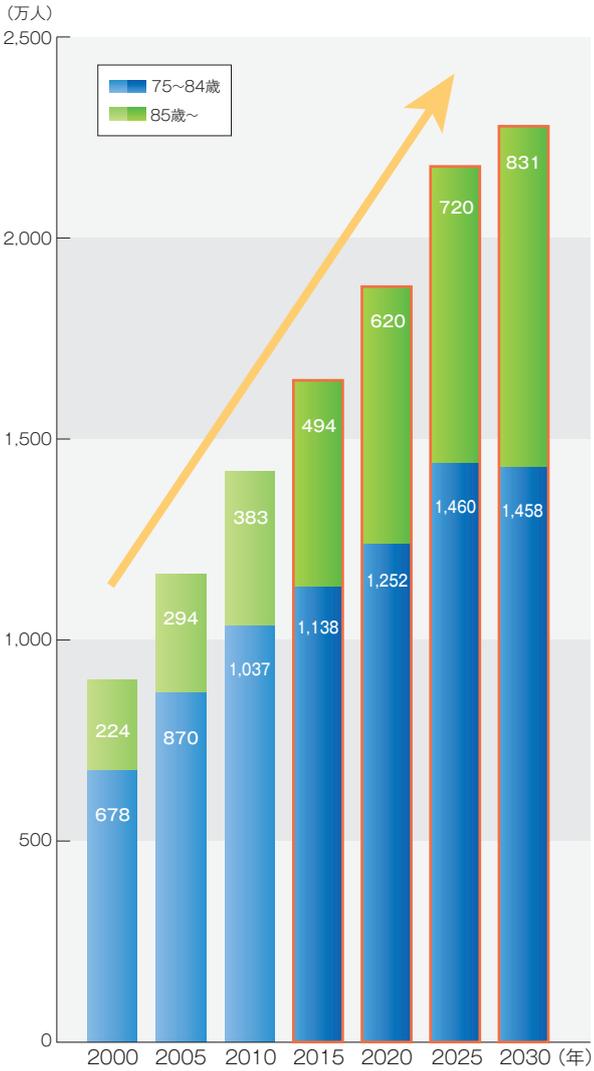
2017年4月までに要支援1、2の者に対する訪問介護・通所介護が、介護保険給付から市町村における総合事業に移行された。高齢化が急速に進行する中、介護保険制度の持続可能性を理由とした要介護1、2の者に対する給付削減も、予断を許さない状況にある。

しかし、要介護者へのサービス提供の抑制は、要介護者の家族の「介護離職」を増加させるだけでなく、要介護状態の重度化を招きかねず、むしろ中長期的には財政に悪影響を及ぼしかねない。

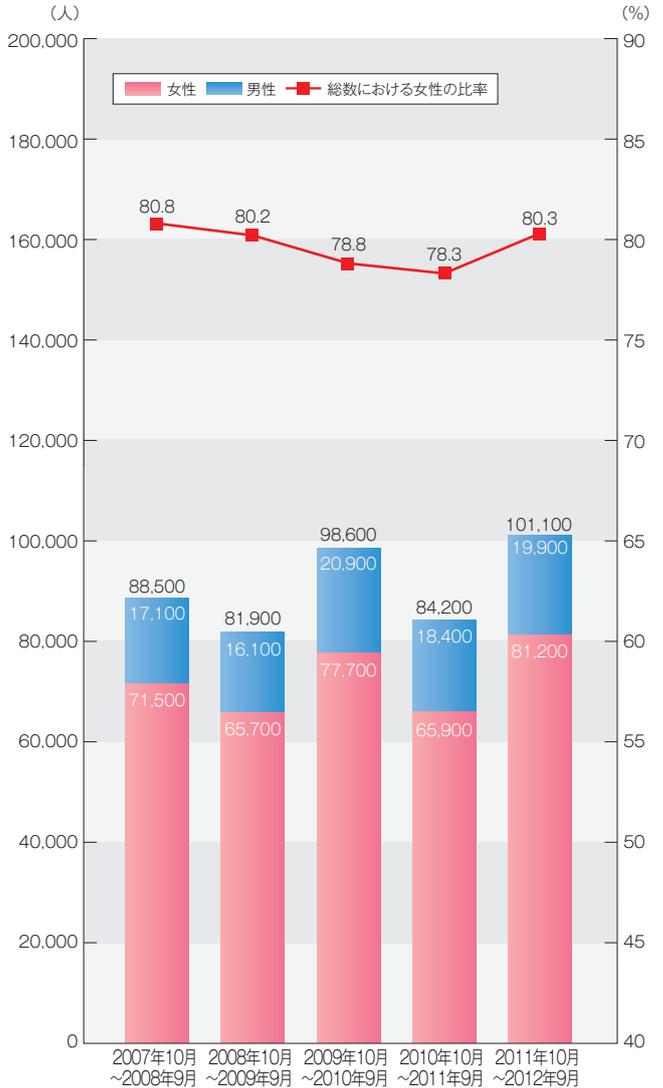
訪問介護の「生活援助サービス」には、要介護者の自立支援に加え、日々変化する要介護者の状態把握や相談援助の機能もあり、専門性が求められる。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるとともに、介護する家族の「介護離職」を無くすため、軽度者を含めた良質な介護保険給付の確保が不可欠である。

高齢者人口の推移



介護・看護を理由に離職・転職した人数



出所:総務省統計局「国勢調査」、国立人口問題・社会保障研究所資料「日本の将来推計人口」(2017年推計結果)より連合作成

出所:総務省「就業構造基本調査」(2012年)

# 6

## すべての世代が安心できる社会保障制度の確立とワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

### 仕事と育児等の両立支援制度の充実、保育所等待機児童の早期解消と安全面など質の確保

妊娠・出産・育児期に離職することなく安心して働き続けるためには、職場における両立支援制度と保育サービスは車の両輪として必要不可欠である。待機児童数は近年減少傾向が続いていたが、申込者数の増加に保育の受け皿整備が追いつかず、2015年度以降増加に転じ、2016年4月1日の待機児童数は23,553人となった。このほかに潜在的待機児童数が全国に67,354人いることも明らかとなっている。

このような状況の中、両立支援制度の側面からの緊急的セーフティネットとして、保育所等に入所できない場合に育児休業期間を再延長できる改正育児・介護休業法が2017年10月1日に施行される。就業継続の観点からは重要な施策であるものの、育児休業取得が女性に大きく偏る中、男性の育児休業取得促進策も求められる。

男女がともに安心して働き続けられる環境整備に向けて、男性

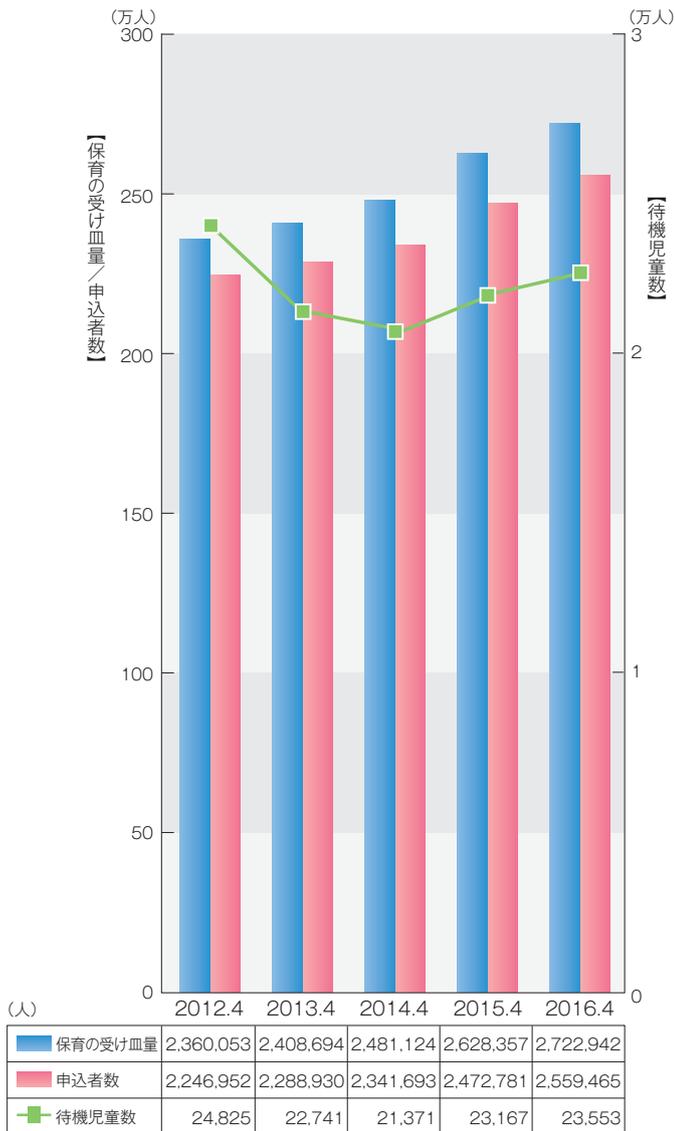
の育児休業取得促進も含めた両立支援制度の充実が必要である。

また、保育サービスにおける受け皿整備にあっては、保育の質の確保は欠かせない。

しかし政府は、2015年12月に朝夕の保育士配置の要件弾力化、2016年3月に面積基準等の引き下げ要請や定員の弾力化を行い、量的拡充を優先し保育の質をなおざりにしてきている。子どもの身体的・精神的・社会的な発達のために必要な生活水準を確保することが不可欠である中、待機児童の解消にあたっては、人員を十分確保し、そのための保育士等の処遇改善・研修機会の確保、保育現場の安全面の強化などが不可欠である。

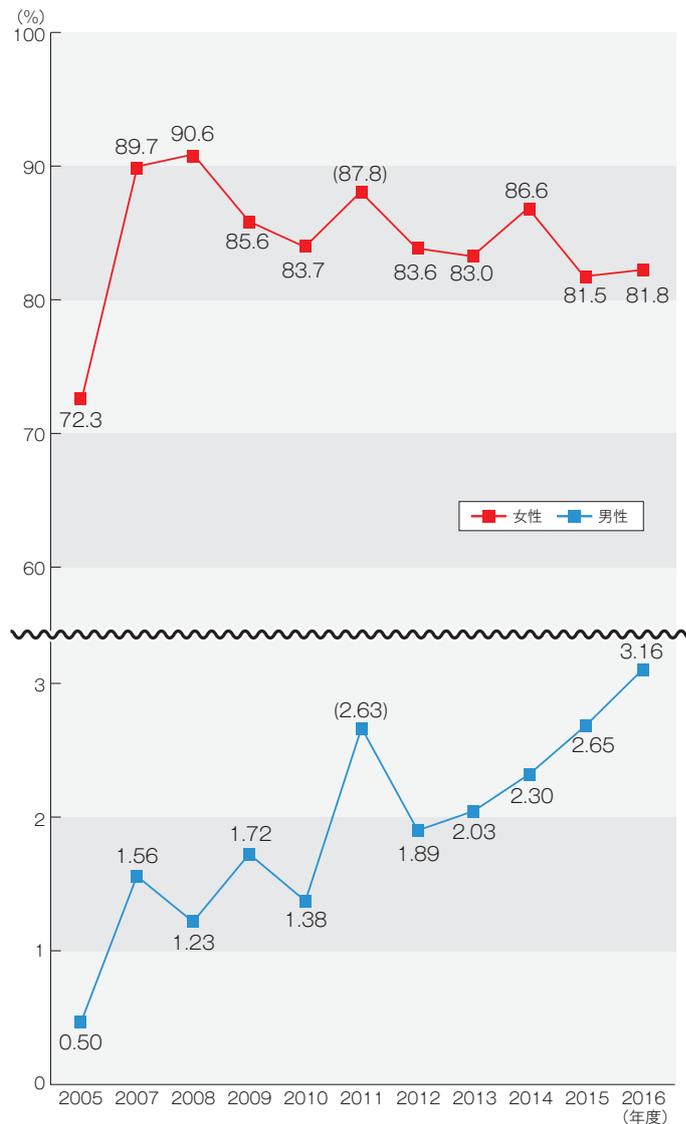
子ども・子育て支援に関する政府予算は約0.7兆円(2017年度)であるが、こうした保育の質の確保のため、本来必要とされている1.1兆円程度の財源を早急に確保することが求められている。

待機児童数と保育の受け皿量／申込者数



出所:厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」

育児休業取得率の推移



出所:厚生労働省「雇用均等基本調査」

# 7 「子どもの貧困」の解消に向けた政策の推進

## ・教育の機会均等実現に向けた就学前教育の完全無償化 ・高等学校の授業料無償化、大学の学費の引き下げ、奨学金制度の更なる拡充

わが国の大学や専門学校など高等教育への進学率の全世帯平均は73.3%である。これに対して、ひとり親家庭の子どもは41.6%、生活保護世帯の子どもは32.9%、児童養護施設の子どものみは22.6%と、低い水準にとどまっている。

連合が行った調査では、世帯収入が少ない家庭ほど、子どもが高等教育を受ける際に貸与型の奨学金を借りている割合が高く、借入額も大きいことが明らかになっている。これは、経済的困窮から脱するために高等教育を受けた子どもたちが、奨学金返済のために経済的困窮に陥り、結果として、親の世代の貧困を子の世代が引き継ぐといった「貧困の連鎖」を生んでしまうという問題でもある。

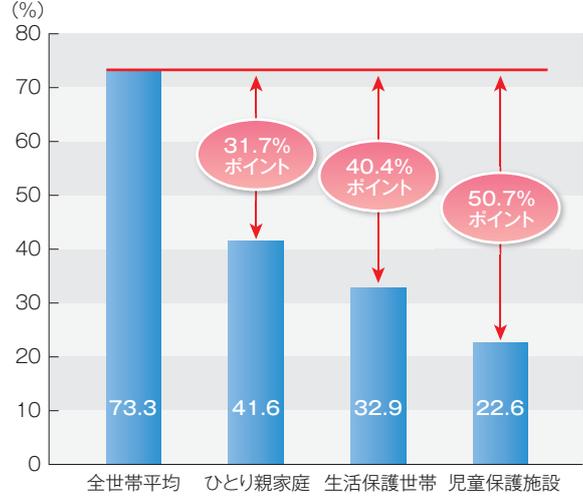
日本の高等教育への公財政支出の割合を対GDP比で見ると、OECD加盟34カ国のうち下から2番目であり、加盟国平均の半分以下の水準となっている。連合は、高等教育に対する公財政

支出を増やすことで、学費の引き下げや2017年4月に導入された給付型奨学金制度の拡充を実現し、家計の負担を軽減するよう求めている。

将来的には、幼稚園や保育所などの就学前教育や、高等学校に通うすべての生徒の授業料を無償とすることで、教育にかかるすべての費用を社会全体で支え、貧困の連鎖を根絶しなければ、持続可能な社会は実現できない。

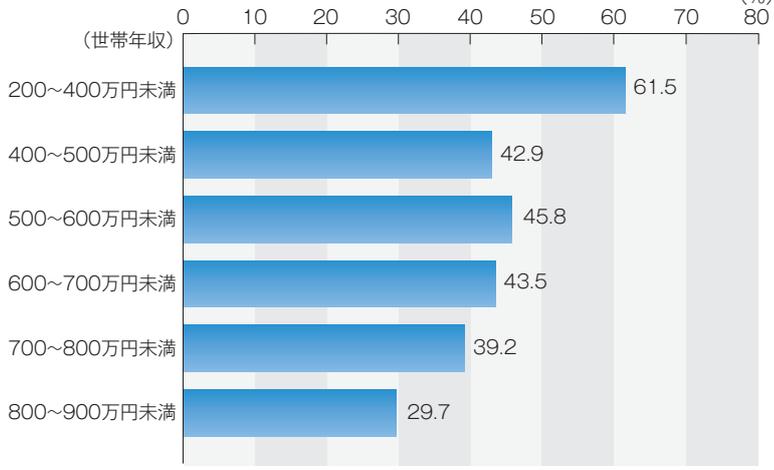
貧困家庭の子どもたちは、学ぶ「意欲」や将来への「希望」を失いかけている。どんな家庭に生まれようと、学びたいという「意欲」さえあれば、「希望」する職業に就くことができる社会を次世代につないでいくことは、現代に生きる大人の責務である。連合は、「教育と働くこととの間に架けた橋を盤石なものとし「働くことを軸とする安心社会」を実現するための取り組みを進めていく。

大学等(専修学校含む)への進学率の推計



出所:日本財団「子どもの貧困の社会的損失推計」(2015年12月)

世帯年収階級別の奨学金利用率



出所:連合「大学生・院生の保護者の教育費負担に関する調査」(2015年10月)

高等教育機関に対する公財政支出(GDP比)



出所:「OECD 図表で見る教育(2015年度版)」

# 2018年度 連合の重点政策

(2017年7月～2018年6月)

## 目次

I. 連合の重点政策の位置づけと構成	P16
1. 位置づけ	
2. 構成	
II. 2018年度 連合の重点政策	P16
1. 基本的な考え方	
2. 最重点政策	
3. 重点政策	
<b>震災からの復興・再生の着実な推進</b>	<b>P16</b>
(1) 東日本大震災からの復興・再生	P16
(2) 熊本県を中心とする九州地震からの復旧・復興	P17
<b>「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて</b>	<b>P18</b>
(1) 持続可能で健全な経済の発展	P18
① 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進	
② 地域活性化・中小企業への支援強化	
③ 安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の実現	
④ 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現	
(2) 雇用の安定と公正労働条件の確保	P19
① 「過労死ゼロ」の実現と長時間労働是正に向けた法制度の整備の推進	
② 多様な雇用・就業形態の労働者の雇用の安定と公正処遇の確保	
③ 安心して働き続けられるための労働者保護ルールの堅持・強化	
④ 安全衛生対策の強化に向けた法制度の整備推進	
⑤ 失業から良質な雇用に早期に復帰・移行できるセーフティネットの構築および拡充	
⑥ 若年者、高齢者、障がい者の雇用対策の強化	
⑦ 最低賃金の履行確保の強化	
⑧ 雇用における男女平等と女性活躍の推進	
⑨ 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し	
⑩ ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現	
⑪ 外国人労働者が安心して働くことのできるための環境整備	
(3) すべての世代が安心できる社会保障制度の確立	P21
① 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた医療・介護の機能と連携の強化	
② 「全世代支援型」社会保障制度の基盤と人材確保策の拡充	
③ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施	
④ 安心と信頼の公的年金制度の構築	
⑤ 障がい者が地域で尊厳をもって生活する権利を保障した共生社会の構築	
(4) 社会インフラの整備・促進	P21
① 安心・安全な社会と持続可能なまちづくりの推進	
(5) 暮らしの安心・安全の構築	P22
① 国内外における環境保全と地球温暖化対策の強化・推進	
② 食料自給力の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成	
③ 消費者の視点に立った消費者政策の推進	
④ 総合的な防災・減災対策の充実	
(6) 民主主義の基盤強化と国民の権利保障	P23
① 民主的で透明な公務員制度改革の推進	
② 新しい公共と地方分権改革の推進	
③ 公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化の推進	
④ 「人権侵害救済法(仮称)」の制定と人権救済機関の設置	
⑤ 教育の機会均等の保障と労働教育のカリキュラム化の推進	
(7) 公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現	P23
① 社会対話の促進と中核的労働基準の遵守	
② 持続可能な開発に向けた取り組みの推進	

## I 連合の重点政策の位置づけと構成

### 1. 位置づけ

連合は、「2018年度 連合の重点政策」を2017年6月頃に政府がまとめる予定の「経済財政運営と改革の基本方針(通称・骨太の方針)」ならびに予算の概算要求基準に対置するものとして位置づけ、重点的に政府・政党に求めていく政策・制度要求をまとめる。

とりまとめにあたっては、「2018～2019年度 政策・制度 要求と提言」で掲げた政策課題を中心に、2017年7月から2018年6月の1年間で「実現をめざす重要度の高いもの」、あるいは「早期の実現は難しいが重要度合いが非常に高く、重点的に取り組みを進める必要があるもの」を抽出し、策定する。

### 2. 構成

「2018～2019年度 政策・制度 要求と提言」第二部の柱立て7項目(「持続可能で健全な経済の発展」、「雇用の安定と公正労働条件の確保」、「安心できる社会保障制度の確立」、「社会インフラの整備・促進」、「くらしの安心・安全の構築」、「民主主義の基盤強化と国民の権利保障」、「公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現」)に「東日本大震災からの復興・再生」、「熊本県を中心とする九州地震からの復旧・復興」を加えた9項目とする。

さらに、連合として最大限の労力を傾け、政策実現に向け取り組む項目として、重点政策からさらに絞り込んだ「最重点政策」を設定する。

## II 2018年度 連合の重点政策

### 1. 基本的な考え方

東日本大震災の発生から6年あまりが経過したが、いまだ11万9千人(2017年3月時点)が避難生活を余儀なくされていることや、人口減少などを背景に沿岸部を中心に雇用のミスマッチが深刻化するなど、現在も様々な課題が山積している状況にある。また、熊本においては、現在でも多くの被災者が仮設住宅や被災家屋などで不自由な生活を送っており、見守り活動や生活再建への支援が必要となっている。

経済・社会の現状を見ると、景気は緩やかな回復基調にあるとされ、有効求人倍率や完全失業率といった雇用指標も良好な水準で推移しているが、多くの働く者・生活者が景気回復を実感するまでには至っていない。また、子どもの貧困率の高さが示すように格差・貧困は一層深刻になっている。加えて、人口減少と超少子高齢化、

人工知能・IoTをはじめとした技術革新などにより、わが国の社会構造や働き方は大きな変革期に差し掛かっている。

これらの目下の課題を克服し、わが国経済を持続的に発展させ、包摂的な社会を構築していくためには、誰もが安心して働くことができるワークルールとディーセント・ワークの確立、分厚い中間層の復活に向けた適正な分配の実現、全世代支援型の社会保障制度の再構築、すべての子どもの教育機会の保障をはじめ、すべての働く者・生活者のくらしの底上げ・底支え、格差是正、貧困の撲滅に資する政策の実行が不可欠である。連合は、「働くことを軸とする安心社会」に向けた重点政策の実現をめざし、組織の総力をあげた運動を展開する。

### 2. 最重点政策 (P2参照)

### 3. 重点政策 (★は「2.最重点政策」で取り上げた項目)

#### 震災からの復興・再生の着実な推進

#### (1) 東日本大震災からの復興・再生

##### ① 復興財源の確保および被災自治体への継続的支援

- a) とぎれのない震災復興をはかるべく、復興・創生期間(2016年度～2020年度)における復興財源を確実に確保するとともに、被災自治体の財政状況にきめ細かく配慮した予算措置をはかる。★

- b) 復興・再生に必要な地域の行政機能を回復し、住民のニーズに対応するため、専門的分野に対応できる職員を被災自治体に配置するなど、必要な人材を確保する。
- c) 諸外国に根強く残る風評被害の現状を踏まえ、正確で分かりやすい情報発信や当該国への働きかけなど、風評対策を強力に進め、輸入規制の緩和・撤廃の実現をはかる。
- d) 福島第一原子力発電所事故からの復興・再生に向けて、IAEA(国際原子力機関)と連携した事故の収束および放射性物質の除染を早期かつ着実に進める。

## ②被災地域の雇用のミスマッチ解消につながる職業訓練の充実と雇用の確保、復興事業における労働安全衛生対策の強化

- a) 被災地経済の早期復興、地域の雇用創出の核となる事業への雇用支援措置の継続などを通じ、質・量ともに十分な雇用を確保する。★
- b) 雇用のミスマッチ解消に向けた職業訓練メニューの充実をはかり、労働局やハローワークが地方自治体と連携して就職支援体制を強化する。★
- c) 福島第一原子力発電所の廃炉作業に従事するすべての労働者について、離職後も含めた被ばく線量の管理徹底、過重労働防止のための十分な交替要員の確保、熱中症対策や転落防止など、労働安全衛生・健康管理対策を強化する。
- d) 18歳未満の者の除染業務就労や、偽装請負や違法派遣などの労働法令違反がないよう、指導・監督を強化する。国が発注する除染などの業務において、下請を含めたすべての労働者に特殊勤務手当(除染手当)が確実に支払われる仕組みを早急に構築する。また、除染手当の不当な中間搾取を行っている業者などに対する指導・監督を強化する。

## ③防災性が高く、社会保障サービスの提供体制が確保された「ひとが中心のまちづくり」の実現

- a) 電気・ガス・上下水道・情報通信などのライフラインなどの基幹設備や管路の耐震化を進め、災害時におけるバックアップ機能を充実させる。
- b) ハザードマップや集団移転・高台居住などのまちづくり計画を踏まえ、医療・介護・教育・交通などの機能を集約した、防災性が高くひとに優しいまちづくりを推進する。
- c) 仮設住宅から災害公営住宅への移転を進めるため、家賃負担の軽減をはかる。災害公営住宅への移転を進めるにあたっては、グループでの入居を促したり、集会施設を併設したりするなど、新たなコミュニティを構築しやすい対策を行う。
- d) アウトリーチ型の見守り機能や相談体制の確保に向けた支援を強化する。また、居住地にかかわらず被災者の健康対策や心のケア対策を継続するとともに、被災者が差別を受けずに地域で暮らせるよう住民への意識啓発を行う。
- e) 「福島再生加速化交付金」を継続し、避難住民が早期帰還・定住を実現できるよう、安心・安全な生活拠点形成のための対応を着実に進める。
- f) 医療・福祉・介護人材の養成・定着や、住宅の確保など生活基盤への支援策を継続する。特に福島第一原発事故の影響で人材確保が困難な地域においては、地域包括ケアシステムのモデル事業を積極的に実施するなどの支援策を強化する。

## ④海中に残された瓦礫や放射性物質により汚染された廃棄物・表土の迅速な処理

- a) 海中に残された瓦礫の分布を把握・撤去し、海洋生物資源の持続的な活用と被災地の海洋生態系の保全を行う。
- b) 放射性物質により汚染された廃棄物や除染後の表土などの処理について、地元・近隣住民・地方自治体の合意を得つつ、中間貯蔵施設など、処理に必要な施設の整備を進め、仮置き場・仮々置き場に山積している残土を含め迅速に対応する。また、大量の残土などを処理施設に輸送する際には、通学時間や渋滞時間帯を避けるなど、地域住民や一般の道路利用者への影響を抑えつつ、安全を確保する。
- c) 現地の復興作業に従事した車両や機械設備類の除染と、当該機材の除染完了後の線量検査などに対し必要な支援を行う。

## ⑤放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物・加工食品に関する安全・安心の確保

- a) 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物や食品に対し、法定による生産・出荷時の検査体制を維持するための地方自治体等への公的補助を継続し、検査結果にもとづく適切な流通管理を通じて食の安心・安全を確保する。
- b) 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物や食品を取り扱う流通・販売事業者において、事業規模にかかわらず広く放射性物質の検査体制整備・強化がはかられるよう公的補助を行い、風評被害の回避を進める。

## ⑥安心して学び遊べる教育環境の整備

- a) 被災による心的ストレスを抱える子どもや、特別な配慮を必要とする子どもにきめ細かな支援を行うため、養護教諭の未配置校への配置および配置校への複数配置を行う。また、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを常勤配置する。★
- b) 福島県において、運動不足に伴う子どもの肥満傾向や体力低下が続いていることから、「福島再生加速化交付金」を継続し、子どもたちの運動機会を確保するため、運動施設の整備を進める。
- c) 子どもたちが安心して学べるよう、保育料や入園料、小中学生に対する学用品費や給食費の援助など、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による教育費に関する公的支援を継続する。

## (2)熊本県を中心とする九州地震からの復旧・復興

- a) 生活路線の確保および主要地場産業の一つである観光

業の回復に向け、崩落した阿蘇大橋や通行不能となった国道57号の早期復旧をはかる。

- b) 応急仮設住宅に限らず、みなし仮設や被災家屋で生活する被災者も含め、広範囲におよぶ見守り活動や生活再建支援が必要であることから、地域支え合いセンターへの予算措置を継続・強化し、職員の確保や人材育成を支援する。

の支援や生産性向上に向けた設備投資への支援を拡充するとともに、産業界と教育機関等が連携し中核的人材の確保・育成、技能・技術の伝承の充実に向けた支援を行う。

- d) 中小企業支援センターの役割を拡充するとともに、ワンストップ相談窓口等の活用推進とサービスの向上に努める。
- e) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、企業間における公正かつ適正な取引関係確立に向けて、取引の実態把握、監視体制の強化を通じ、下請法をはじめとする法令の遵守・徹底をはかる。とりわけ、資材や人件費など増加したコストを適正に価格転嫁できる環境整備を着実に実施する。★

## 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて

### (1) 持続可能で健全な経済の発展

#### ① 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進

- a) 内需主導による自律的な経済成長を実現し、日本経済を持続的な成長軌道に復帰させるため、財政規律に留意しつつ、経済成長や雇用創出効果の高い分野に予算・税制措置、規制の見直しなどの施策を集中し、産業政策と雇用政策を一体的に推進する。
- b) 補正予算編成も含めた年度予算全体の中での財政規律を厳格化する。そのために、中期財政計画を策定する中で、新規国債発行や歳出額の上限を設けるなど、予算編成の枠組みをルール化する。
- c) わが国の経済成長と雇用創出、アジア太平洋地域における公正で持続可能な発展につながるよう経済連携(F T A / E P A など)を推進するとともに、国民への適切な情報開示、国民的合意形成に向けた丁寧な対応を行う。また、現在交渉中である日 E U 経済連携協定や東アジア地域包括的経済連携(R C E P)などについて、労働・環境など社会条項を組み込む。
- d) 第4次産業革命の進展に伴い起こり得る変化への対応について検討するための、労使が参画する枠組みを構築する。また、企業における人的投資、設備投資、研究開発等を支援する。特に、産業構造の変化に対応した働く者の学び直しや企業の職業能力開発に対する支援を強化する。★
- e) サイバー攻撃に対して産官学が連携して対策を講じるとともに、早期の情報共有や人材育成・技術開発に関する施策を強化する。

#### ② 地域活性化・中小企業への支援強化

- a) 地域経済の活性化に向けて、地方が自主的・主体的に地域産業を支援・育成し、良質な地域雇用を創出できるよう、裁量度が高い交付金を恒久化する。
- b) まち・ひと・しごと創生の地方版総合戦略における産業・雇用政策の実効性を確保するため、産官学金労言などによる推進組織のもとで個別施策のチェック・修正が確実に実施されるよう、地方自治体へのきめ細かな支援・助言を強化する。
- c) 中小企業・小規模事業者の事業承継を円滑化するため

#### ③ 安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の実現

- a) 再生可能エネルギーの積極推進、化石エネルギーの高度利用、分散型エネルギーシステムの開発・普及やスマートグリッドの活用、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに対する政策的な支援を行う。
- b) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、制度の運用状況を注視するとともに、企業や国民負担の妥当性や納得性などを精査し、最大限の政策効果と全体最適が確保されるよう柔軟かつ機動的な見直しを行う。
- c) 原子力発電所の再稼働については、安全性の強化・確認を国の責任において行うことと、周辺自治体を含めた地元住民の合意と国民の理解を得ることを前提とし、原子力規制委員会において策定された新規制基準について、厳格に適用する。

#### ④ 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

- a) 納税者の権利・義務を明示した納税者権利憲章を制定し、国民と行政の意識改革をはかる。給与所得者に対しても申告納税制度と年末調整制度との選択を認める。
- b) マイナンバー制度が確実に運用され定着するよう、国民全体への周知や事業者への指導等を進めるとともに、個人情報への厳格な保護やなりすまし防止等、制度に対する国民の不安を払拭するための措置を講じる。現行のマイナンバー法で定められた社会保障・税・災害対策の三分野以外の利用については、国民への丁寧な説明と合意形成をはかることを前提に、安全性の確保、行政の効率性の向上および国民生活の利便性の向上が認められる項目のみを対象とする。
- c) 所得税や相続税の累進性強化、総合課税化を念頭に置いた金融所得課税の強化など、税による所得再分配機能を高める。人的控除はできるだけ社会保障給付や各種支援策等に振り替える。残すものは所得控除から税額控除に変えることを基本とし、配偶者控除は扶養控除に

整理統合する。★

- d) 税による所得再配分機能の強化と就労促進をはかるため、低所得雇用者の社会保険料・雇用保険料(労働者負担分)の半額に相当する金額を所得税から控除する仕組み(勤労税額控除)を導入する。★
- e) 消費税における軽減税率の導入を撤回し、課税最低限以下の層を中心に消費税の逆進性対策として、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する制度(消費税税額控除)を導入する。★
- f) 自動車関係諸税について、自動車取得税を廃止するとともに、抜本的な軽減・簡素化に向けて更なる検討を進める。★
- g) 税制改革全般について、地方財政への影響に配慮し、必要な税財源を確保する。地域による偏りが少なく安定的な地方税体系の構築をめざして抜本改革を行う。★

## (2)雇用の安定と公正労働条件の確保

### ①「過労死ゼロ」の実現と長時間労働是正に向けた法制度の整備の推進

- a) 「時間外限度基準」告示を法律へと格上げするとともに、特別条項付き36協定を適用する場合における上限時間規制を法定化するなど、規制を強化し、労働者の健康を確保した適切な運用がはかられるよう指導を徹底する。また、36協定未締結、36協定で定める限度時間を超える時間外労働をさせた場合の罰則を強化する。★
- b) すべての労働者を対象に「休息时间(勤務間インターバル)規制」を導入する。
- c) すべての労働者の実労働時間の把握義務を使用者に課す。★
- d) 「過労死ゼロ」の実現に向け、実効ある長時間労働是正策とともに、労働者が安心して働けるよう、総合的な過労死等防止対策を講ずる。★

### ②多様な雇用・就業形態の労働者の雇用の安定と公正処遇の確保

- a) 非正規雇用労働者の処遇改善を実現するため、労働契約法、パートタイム労働法および労働者派遣法の3法を改正する。★
- b) 2015年改正労働者派遣法施行後の運用状況を検証し、派遣労働者保護の強化のための措置を講じるとともに、派遣労働者への改正法の周知徹底をはかる。
- c) 「自営型テレワーカー」など、雇用労働に近い働き方をしているにもかかわらず労働法の保護を受けることができない者について適切な保護をはかる。また、雇用労働からの置き換えは行わない。★

### ③安心して働き続けられるための労働者保護ルー

### ルの堅持・強化

- a) 不当な解雇を拡大しかねない解雇の金銭解決制度は導入しない。★
- b) 過労死問題やいわゆる「ブラック企業」問題等に適切に対処するため、労働基準監督官の増員を含め、国および地方自治体における労働行政を充実・強化する。★
- c) 事業譲渡、合併など、あらゆる事業再編において、労働組合などへの事前の情報提供・協議を義務づけるなど、労働者保護をはかるための法制化を行う。
- d) 国家戦略特区における雇用・労働分野の規制緩和は行わない。
- e) 「過半数代表者」の選出について適切な運用が図られるよう制度を整備する。

### ④安全衛生対策の強化に向けた法制度の整備推進

- a) ストレスチェックについて、労働者数50人未満の事業場も含むすべての事業場で実施されるよう事業者や労働者などへの周知・指導を行い、必要な支援策を実施する。労働者のプライバシー保護と不利益取り扱い防止に向け、指導・監督を強化する。派遣労働者に対してもストレスチェックが確実に実施されるよう派遣元・派遣先に周知・指導を徹底する。
- b) 職場のパワーハラスメントに対して事業者が講ずべき措置を指針として定める。職場のパワーハラスメントを防止する責任が労働契約に伴う事業者の付随義務であることを明確化する。★
- c) 化学物質管理について、事業者がリスクアセスメントを確実に実施し、その結果にもとづき必要な措置を講じるよう、事業者などに周知・指導を徹底する。
- d) 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、改善計画作成などの指示、勧告、企業名公表などを行う特別安全衛生改善計画制度を積極的に運用し、同一企業での重大な労働災害再発を防止する。

### ⑤失業から良質な雇用に早期に復帰・移行できるセーフティネットの構築および拡充

- a) 雇用保険制度については、基本手当の法定賃金日額・所定給付日数・給付率を2000年改正前の水準にまで回復し、給付制限期間(3ヶ月)を短縮するなど、セーフティネット機能を強化する。なお、雇用保険の国庫負担割合については、雇用政策に対する政府の責任として、時限的引き下げが終了する2020年までに本則(4分の1)に確実に戻す。
- b) マルチジョブホルダー(複数の事業主のもとで短時間労働の仕事掛け持ちしている者など)については、雇用保険の適用に向けて検討を行い、セーフティネットを構築する。

- c) 求職者支援制度については、ニーズに即した訓練コース整備や訓練機関の質の向上、就職支援の一体的実施など、実効性ある制度の運用を行う。なお、求職者支援制度は国として設けるセーフティネットであることに鑑み、その財源は全額一般財源で負担するものへ見直す。

## ⑥若年者、高齢者、障がい者の雇用対策の強化

- a) すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、青少年の雇用の促進等に関する指針を踏まえた労働条件の的確な明示の徹底、若者雇用促進法を踏まえた職場情報の提供、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの機能強化等を行う。また、若者が働き続けられる職場環境の整備、学校等における労働教育のカリキュラム化の法制化などを推進する。
- b) 行政による指導を徹底するなどして、高齢者雇用安定法に定める「高齢者雇用確保措置」を確実に実施し、希望する者全員の65歳までの雇用を実現する。「高齢者雇用確保措置」の対象外とされている有期労働契約を反復更新して60歳を迎える労働者について、65歳までの雇用が確実に確保されるよう、就業規則等で一定の年齢(60歳など)に達した日以降は契約更新をしない旨を定めている場合には雇用確保措置を講じることなどを指針等に明記する。
- c) シルバー人材センター事業において、職業紹介事業および労働者派遣事業に限り実施可能である「臨・短・軽」要件の緩和にあたっては、労働者を保護し、民業圧迫が発生しないよう対応をはかる。また、同事業における派遣・請負の区分については、ガイドラインなどを踏まえ、適正に運用する。
- d) 2018年4月には精神障がい者(発達障がい者を含む)が雇用義務制度の対象となり、新たな法定雇用率が設定されることを踏まえ、障がい者差別禁止と合理的配慮提供の実効性を確保しつつ、実雇用率の向上に向けた就労支援策を強化し、障がい者の雇用促進と職場定着をはかる。★

## ⑦最低賃金の履行確保の強化

- a) 監督体制の抜本的強化により、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高める。
- b) 最低賃金の改定額をふまえ、発注済みの公契約の金額を見直す。

## ⑧雇用における男女平等と女性活躍の推進

- a) 女性活躍推進法の一般事業主行動計画に基づく企業の取り組みに関して、女性の積極的な登用・評価を実施するため、実態把握や分析を進める。また、計画に基づく実効性ある取り組みを促すため、中小企業に対する支援を拡充する。

- b) 男女雇用機会均等法等の実効性を確保するため、現行の都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の業務を検証し、法の履行確保・差別救済制度の在り方に関して積極的な検討を行う。
- c) 男女雇用機会均等法の法改正に向け、雇用管理区分間の待遇格差の実態についての調査を実施する。
- d) パートタイム労働者の待遇改善を進めるため、職務評価手法に関して、ILO100号条約の理念に基づく研究開発を進める。

## ⑨男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- a) 第4次男女共同参画基本計画を着実に実行するとともに、女性差別撤廃条約の履行状況ならびに第4次男女共同参画基本計画の施策の実施状況を継続的に監視するために、権限と実効性があり、定期的に施策を評価できるモニタリング機関を設置する。
- b) 第4次男女共同参画基本計画に掲げる「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を30%にする」目標の達成に向けて、公共調達において男女共同参画等に積極的に取り組む企業を優先するとともに、民間部門でもポジティブアクションの導入を推進するよう指導する。
- c) 男女が仕事と生活の役割と責任を平等に分かち合い、ともに仕事と生活の調和をはかることを可能とするため、長時間労働を前提とした働き方の見直しや固定的性別役割分担意識の払拭に取り組む。

## ⑩ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

- a) 介護離職することなく、安心して仕事と介護が両立できるよう、改正育児・介護休業法の周知徹底をはかり、国や企業における両立支援制度の情報提供と相談窓口設置等の就業環境整備を促進する。
- b) 妊娠・出産・育児期に離職することなく安心して働き続けられる環境の整備に向けて、改正育児・介護休業法を含めた関係法令の周知徹底とともに、保育所や放課後児童クラブ等の待機児童解消と質の向上に向けた対応を強化する。★
- c) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定基準および認定マークの改正について周知するとともに、認定基準の適合確認徹底と厳格化、男性の育児休業取得促進を含めた両立支援の拡充をはかる。

## ⑪外国人労働者が安心して働くことのできるための環境整備

- a) 外国人労働者の人権を尊重し、労働者保護を確保する。
- b) 外国人労働者の受入れは、専門的・技術的分野の外国人材とし、在留資格・就労資格の緩和を通じたなし崩し的

な受入は行わない。

- c) 外国人技能実習法に基づき、制度適正化策を確実に履行する。

### (3)すべての世代が安心できる社会保障制度の確立

#### ①「地域包括ケアシステム」の構築に向けた医療・介護の機能と連携の強化

- a) 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない質の高い医療と介護サービスの確保、医療と介護の連携強化を重視した2018年度診療報酬・介護報酬同時改定を行う。★
- b) すべての人の公平な医療アクセスを保障するため、医療保険給付の割合は100分の70を維持するとともに、持続可能な医療保険制度の確立に向けて、高齢者医療制度の抜本改革に向けた検討を行う。
- c) 介護等を必要とする人が地域で安心して暮らし続けられるよう、軽度者を含め、良質な介護保険給付を確保する。★
- d) 要支援者に対する介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況を丁寧に把握するとともに、地域間の格差が生じないよう国および都道府県は必要な支援を行う。

#### ②「全世代支援型」社会保障制度の基盤と人材確保策の拡充

- a) すべての人が必要な社会保障サービスを確実に受けられる社会保障給付を確保する。また、消費税率引き上げによる財源はすべて社会保障の充実および安定化に活用する。
- b) 健康で文化的な生活を送ることができる生活保護基準を確保するとともに、生活困窮者自立支援制度の実施体制を全国的に充実強化する。
- c) すべての雇用労働者への社会保険の完全適用に向けて、社会保険(厚生年金・健康保険)の適用要件を引き下げる。
- d) 都道府県「医療勤務環境改善支援センター」による能動的な働きかけで、医療機関の勤務環境改善に向けた取り組みを普及・徹底し、休暇取得や夜勤負担を改善するなど離職防止をはかる。また、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実する。★
- e) 介護職の処遇ならびに雇用管理の改善を強力に進めるとともに、専門職としての社会的地位を確立し人材の離職防止をはかるほか、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実するなど、人材確保対策を強化する。★
- f) 待機児童の解消をはかるために、幼稚園教諭・保育士等へ抜本的な処遇改善と研修やキャリアアップの仕組みを構築し、幼児教育・保育の質の向上および人材の定着と確保、ディーセントワークを実現する。★

#### ③子ども・子育て支援新制度の着実な実施

- a) 子ども・子育て支援の質・量の拡充を目的とした「子ども・子育て支援新制度」の確実な実施のため、消費税率の引上げによる財源を含む1兆円超程度の財源を早期に確保する。
- b) 保育所等の待機児童を早期に解消するため、財源を確保し、施設などの受け皿整備をはかる。その際、職員配置の改善や安全面の強化など質を確保する。★
- c) 保護者の様々な勤務状況や経済状況にかかわらず、すべての小学校就学前の子どもに対するより良い保育・幼児教育環境を確保するため、インセンティブを設けて認定こども園への移行を促進する。

#### ④安心と信頼の公的年金制度の構築

- a) 公的年金の年金積立金の運用のあり方は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持する。また、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)のガバナンス体制について、保険料拠出者である労使代表の意思の確実な反映を可能とする体制構築のため、経営委員会の構成割合は労使代表が過半数を占めるよう速やかに検討を開始する。
- b) 基礎年金の財政基盤の抜本的な強化に向け、2004年年金改正で導入した財政フレームを再検証し、抜本的な改革議論を進める。また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象から外すとともに、低年金者対策を検討する。

#### ⑤障がい者が地域で尊厳をもって生活する権利を保障した共生社会の構築

- a) いかなる者に対する障がいに基づく差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであるとする障害者権利条約の基本的考え方を、国民に対して強力に発信する。
- b) 誰もが障がいの有無にかかわらず地域で生活できるよう支援を強化する。また、障がい者の家族の負担を軽減し、仕事と家庭を両立できるための支援を整備する。

### (4)社会インフラの整備・促進

#### ①安心・安全な社会と持続可能なまちづくりの推進

- a) 既存社会資本の長寿命化・老朽化対策にあたっては、人口減少や少子化・高齢化などの実態を踏まえ、利便性や必要性の観点から優先順位をつけて効率的に実施する。
- b) 増え続ける空き家が火災や自然災害などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう対策を強化する。また、財政的な支援や先進的な事例の共有化など、空き家対策を実施する地方自治体の負担軽減策を講じる。
- c) 「居住の権利」を基本的人権として位置づけ、誰もが安心して住み続けることのできる賃貸住宅を確保する。また、安全で良質な住宅・設備を適正価格で取得・改修で

きるよう、税制の優遇や費用の補助を行う。

- d) 「交通政策基本計画」の着実な実行により、環境負荷が小さく災害に強い、持続可能な社会基盤としての交通・運輸体系を構築する。交通・運輸を担う人材の計画的な確保に向けて、資格・免許などの技術・技能の習得などの人材育成や同産業への就業を支援する。
- e) 交通のシビルミニマム(生活基盤最低保障基準)維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、市民生活に必要な不可欠な地域公共交通に対する助成を行い、まちづくりと一体となった交道路線・航路を維持・確保する。
- f) いわゆる「ライドシェア」などの新たな有償旅客輸送事業について、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しない。

## (5)くらしの安心・安全の構築

### ①国内外における環境保全と地球温暖化対策の強化・推進

- a) 「公正な移行」の確保を前提として、「環境保護」と「経済発展」を両立させ、自然と共生できる「グリーン経済」への転換をはかる。また、省エネ・節電を積極的に支援・推進するとともに、環境・エネルギー技術の深化・革新を通じて温室効果ガスの排出を抑制する。
- b) 国連・持続可能な開発目標(SDGs)の目標達成および「パリ協定」の具体的な国際ルール構築に向けて主導的役割を發揮するとともに、長期的視野に立った「緩和」と「適応」に関する技術の研究開発や実用化を加速する。
- c) 廃棄物を「資源」として効果的かつ効率的にリサイクルされる環境の構築をはかるとともに、資源効率性を向上させる技術の開発を促進する。

### ②食料自給力の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成

- a) 農業・水産業の安定した経営基盤の構築および生産性の向上、持続可能な健全な発展を通じて、わが国の食料安全保障の根幹となる食料自給力の向上を戦略的に推進する。効率的な備蓄、安定的な輸入の確保を実施するとともに、食料供給に影響を与える多様なリスクごとの具体的な対応手順をとりまとめるなど、食料の安定供給体制の維持・充実をはかる。また、食を選択する判断力を身に付けるための食育を一層推進する。
- b) 農山漁村の地域資源を活かした6次産業化など、農林水産業の成長産業化と地域の活性化を戦略的に推進し、農山漁村・農林水産業の多面的機能のさらなる發揮を促進する。農業への新規参入や新規就農を促進するための支援・環境を充実し、持続可能な産業基盤の確立と成長産業化に資する担い手の育成・確保を重点的にはかり、戦略的に競争力のある強い農業を実現する。

- c) 林業の持続可能な産業基盤を確立するとともに、森林資源を循環利用する新たな仕組みを構築する。
- d) 水産業の持続可能な産業基盤の確立と、水産資源の維持管理強化ならびに水産食料の安定供給をはかる。

### ③消費者の視点に立った消費者政策の推進

- a) 消費生活センターをすべての地方自治体に設置し、消費者行政の組織体制の充実や機能強化をはかる。また、消費生活センターの運営に向けた財政基盤の強化、相談員の雇用形態・処遇の改善、能力開発の充実を推進する。
- b) 消費者契約において、消費者被害に関する裁判例、消費者の相談による蓄積を踏まえ、更に調査・分析を行い、救済に向けた環境整備、消費者保護強化を行う。集団的消費者被害回復のための制度の充実に向けて、適格消費者団体の設立を支援し、同団体の空白地域を解消する。
- c) 科学的根拠にもとづき、生産地から食卓にわたる食品の安全性の確保・品質管理の徹底をはかるとともに、消費者に対する適切な情報提供を行う。また、消費者教育の推進、フードチェーン全体の連携強化のための支援を通じて食料廃棄の削減を推進する。
- d) 増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に対応し、特に高齢者や障がい者をはじめとする消費者の保護をはかる。
- e) ライフステージに応じた消費者の自立や倫理的な消費者行動につながる、幅広い消費者教育について、関係省庁の連携と多様な主体の参画によって計画的かつ着実に実施する。併せて、社会問題化するような消費者による事業者への悪質クレームや暴力事案に対しての教育・啓発活動を行う。
- f) 公益通報者保護制度の実効性の向上に向け、通報者の保護・救済の強化につながる法改正を進める。

### ④総合的な防災・減災対策の充実

- a) 平時から「顔の見える関係」を構築し、災害時の助け合いにつなげるとともに、地方防災会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保する。
- b) 多発している土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林管理を重点的に行うとともに、盛土・斜面の崩壊や堤防決壊などを防ぐ工事などを強化する。
- c) 住民、地域組織、民間企業などと連携し、発災時に特性の違う複数の手段により被害状況を収集・集約・精査し、防災関係機関、報道機関、ライフライン、公共交通機関へ情報共有をはかる。

## (6) 民主主義の基盤強化と国民の権利保障

### ① 民主的で透明な公務員制度改革の推進

- a) 公務員の労働基本権を回復することで自律的労使関係を確立し、民主的で透明な公務員制度改革を実現する。また、刑事施設職員や消防職員の団結権を回復する。
- b) 臨時・非常勤職員に対する労働契約法・パートタイム労働法の趣旨の適用や諸手当支給制限の撤廃など、制度改革や運用改善をはかるとともに、任期付職員を含めて労働時間などに応じた常勤職員との均等待遇をはかる。加えて、これら処遇改善に向けて、適宜必要な予算措置を行う。

### ② 新しい公共と地方分権改革の推進

- a) 地域住民の参加のもと、地方自治体、民間事業者、NPO、協同組合などの多様な担い手が、地域課題を共有・対話する場を各都道府県に設置するなどして、支え合いと活気ある社会をつくる「新しい公共」の推進をはかる。
- b) 地域の自主性を尊重しつつ人口減少・超少子高齢化に対応する公共サービスの提供体制の拡充に向け、国と地方の役割・権限の見直しを進めるとともに、地域による偏りが少なく安定的な地方税体系の構築や国庫補助金の一括交付金化など財源保障の充実をはかる。
- c) 地方財政計画の策定や地方交付税算定を行うにあたっては、「国と地方の協議の場」を活用し、決定プロセスの透明化をはかる。

### ③ 公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化の推進

- a) 公契約において、公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進する。
- b) 公契約基本法を早期に制定し、公契約の基準を定める。法整備をはかることにより、ILO第94号条約「公契約における労働条項に関する条約」を批准する。
- c) 地方自治体は公契約条例を制定し、公契約のもとで働く者の適正な労働条件の確保および質の高い公共サービスの提供など、公契約の適正化をはかる。

### ④ 「人権侵害救済法(仮称)」の制定と人権救済機関の設置

- a) 人権侵害に対する十分かつ迅速な解決と救済を目的とする「人権侵害救済法(仮称)」を早期に制定する。

### ⑤ 教育の機会均等の保障と労働教育のカリキュラム化の推進

- a) 貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の

格差を生まないよう、就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支える。★

- b) いじめ問題の解決に向けて、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての学校に常勤配置する。
- c) ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進する。
- d) 自立した社会人として必要な知識を身につけ意識を醸成するための主権者教育を充実する。
- e) 教員の働きがいの向上を通じて教育の質的向上をはかるため、教員に労働基準法37条を適用し長時間労働を是正する。
- f) 第4次産業革命などの変化を捉え、持続可能な社会の発展を担う人材を育成するため、社会人の学び直しなど生涯学習の観点から教育環境を整備する。

## (7) 公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現

### ① 社会対話の促進と中核的労働基準の遵守

- a) G20ハンブルク・サミット(2017年7月・ドイツ)において、社会的パートナーと十分な協議を行い、質の高い雇用を伴う包摂的成長に向けた実効性ある政策を策定する。
- b) 連合が優先的に批准を求めるILO条約、とりわけ中核条約である第105号(強制労働廃止)と第111号(差別待遇(雇用・職業))を早期に批准する。
- c) 労使と協働し、多国籍企業における建設的な労使関係の構築と労使の対話による紛争回避に向けて、OECD多国籍企業行動指針の周知徹底に取り組む。また、日本NCP(ナショナル・コンタクト・ポイント)が十分な役割を果たせるよう人的・財政的拡充をはかる。

### ② 持続可能な開発に向けた取り組みの推進

- a) 「持続可能な開発目標(SDGs:2016年から2030年までの国際目標)」については、政府の「持続可能な開発目標実施指針」に基づき、国内外の取り組みを確実に進める。
- b) ODA実施にあたっては、人間の安全保障の理念に立脚した事業となることを前提とする。また、(公財)国際労働財団(JILAF)などの活用により労働、教育などの社会開発分野における人材育成の拡充をはかるとともに、サプライチェーンも含め、ODA事業における中核的労働基準の遵守を徹底する。
- c) 在外邦人の安全確保のため、平和で安定した国際社会の形成に向けた取り組みを進めると同時に、在外公館の体制強化を図り情報収集・危機管理体制を整備・強化する。

# 2018年度 連合の重点政策

2017年6月

編集・発行:日本労働組合総連合会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

TEL:03-5295-0521(経済政策局)

FAX:03-5295-0546

E-mail:[jtuc-keizai@sv.rengo-net.or.jp](mailto:jtuc-keizai@sv.rengo-net.or.jp)

ホームページ:<http://www.jtuc-rengo.or.jp/>

印刷:アインズ株式会社